

監査公表第 593 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 20 年 10 月 15 日

京都市監査委員	高	橋	泰一朗
同	井	上	教子
同	不	室	嘉和
同	出	口	康雄

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

2008 年 8 月 7 日

請求の趣旨

- 1 京都市における公務上必要なタクシーチケットの取扱については、タクシーチケットが地方自治法 237 条に定める財産に準じる有価物であること、及びその使用は京都市が債務を負担することとなる契約の締結に当たることから、とりわけ厳格な使用、管理が求められることはいうまでもない。（「京都市タクシーチケット取扱要綱」参照）

京都市においては、従来から定期監査等において、タクシーチケットの不適切な使用が再三指摘されてきたが、現在も、京都市教育委員会事務局においては、タクシーチケットの不適切な使用、不正使用がみられる。

- 2 たとえば、自宅への帰宅のためにタクシーチケットを使用することができるのは、時間外勤務が深夜にまでおよび、公共交通機関が使えなくなった場合に限られる。

2007 年度の 1 年間、教育委員会事務局総務課職員がタクシーチケットを使用して深夜帰宅した事例は別表①のようになるが、これらの日について、タクシー使用報告書と時間外勤務命令簿、また、総務課の部屋の閉室時間を知るために、「鍵貸出し及び最終退庁者簿」等を調べると、次のようなタクシーチケットの不正使用の事例が判明した。

- ① 総務課の部屋が早い時間に閉室されているのに、タクシー帰宅している事例
  - ② 時間外勤務命令が出されていないか、終電利用可能な時間までの時間外勤務命令にもかかわらずタクシー帰宅している事例
  - ③ 特に、i に多く見られるように「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」等として、四条等からタクシー帰宅している事例
- 3 これらの事例を各職員毎に整理し、その不正使用金額を合計すると次のようになる。

役 職	氏 名	早い時間に閉室されているのにタクシー帰宅	時間外勤務命令が出されていないか、終電利用可能な時間までの時間外勤務命令にもかかわらずタクシー帰宅	本庁舎以外からのタクシー乗車で帰宅	不正使用合計金額
総務部長	c	32,930			32,930
総務課長	d	2,190			2,190
担当課長	e	33,350			33,350
課長補佐	g	47,760	461,980	4,480	514,220
総務人事係長	h		16,500		16,500
企画広報係長	i	29,720	257,110	95,820	382,650
企画労務係長	j		4,780		4,780
担当係長	k		4,980		4,980
合計					991,600

(注) h, j, kの3名は、2007年12月～2008年2月のタクシー利用分のみ

4 なお、別表②は、タクシー帰宅している日に、出張命令が出ていたり、休暇等を取得している事例を示している。休暇取得については、その種類が、公文書公開請求で開示されたものでは黒塗りされているために、判明しない。しかし、これらの日のタクシー帰宅についても不正使用の疑いが強い。

5 d総務課長は、所属長として、これらのタクシーチケット使用を「確認」しているが、同時にこれらの職員（ただし課長補佐級以下の職員）に対して時間外勤務命令を出しているから、自らが出した時間外勤務命令と全く矛盾するタクシーチケットの不正利用に、当然、気がついてははずであり、その責任は大きい。

したがって、上記の8名の職員は、前頁に示されたそれぞれの不正使用金額を返還し、d総務課長はその合計金額991,600円の損害賠償を行うようにとの勧告を求める。

6 さらに、この調査の中で、特にiについては、タクシーチケット不正使用の問題だけではなく、時間外勤務手当の不正取得の事実も明らかとなった。

別表③のように、総務課の部屋がすでに閉室されているにもかかわらず、その後も時間外勤務命令が出されていたという時間、さらに、四条等から「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」としてタクシーチケットを使用している日のうち、時間外勤務命令が出されていた時間数等を合わせると、1年間で35時間15分もの時間外勤務手当の不正取得を行ったこととなる。

iについては、この時間数の時間外勤務手当に相当する金額を返還し、d総務課長は、そのような実態のない時間外勤務命令を出し、時間外勤務手当を支払ったことにより、同金額の損害賠償を行うようにとの勧告をあわせて求める。

請求者

京都市西京区 A

ほか 7名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を要求する。

京都市監査委員 様

注1 職員及び請求人の氏名を記号化した。

- 2 請求人の住所の一部及び職業並びに京都市職員措置請求書別表①，別表②及び別表③の記載を省略した。

京都市長に対する監査結果通知文

監 第 6 1 - 1 号

平成 20 年 10 月 9 日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗

同 井 上 教 子

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 8 月 7 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり，同条第 4 項の規定により下記第 4 のとおり措置されるよう勧告するとともに，監査委員の合議により，下記第 5 のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については，同条第 9 項の規定により，監査委員に通知してください。

#### 第 1 請求の要旨

- 1 京都市（以下「市」という。）における公務上必要なタクシーチケット（以下「チケット」という。）の取扱いについては，チケットが法第 237 条に定める財産に準じる有価物であること及びその使用は市が債務を負担することとなる契約の締結に当たることから，厳格な使用及び管理が求められる。

市では，従来から定期監査等でチケットの不適切な使用が指摘されてきたが，現在も，教育委員会事務局において，チケットの不適切な使用及び不正使用が見られる。

- 2 帰宅のためにチケットを使用することができるのは，時間外勤務が深夜に及び，公共交通機関が利用できない場合に限られる。

平成 19 年度，教育委員会事務局の職員のうち当時の教育次長 a（平成 19 年 12 月 15 日から教育長職務代理。同 20 年 3 月 1 日から教育長。以下「対象職員 a」という。），教育企画監 b（以下「対象職員 b」という。），総務部長 c（以下「対象職員 c」という。），同部総務課長 d（以下「対象職員 d」という。），同課担当課長 e（以下「対象職員 e」という。），同課担当課長 f（以下「対象職員 f」という。），同課課長補佐 g（以下「対象職員 g」という。），同課総務人事係長 h（以下「対象職員 h」という。），同課

企画広報係長 i（以下「対象職員 i」という。）、同課企画労務係長 j（以下「対象職員 j」という。）及び同課担当係長 k（以下「対象職員 k」という。）が、チケットを使用して深夜帰宅した日について、タクシーチケット使用報告書及び時間外勤務命令簿並びに鍵貸出し簿及び最終退庁者簿等を調査すると、次のようなチケットの不正使用が判明した。

- (1) 教育委員会総務課の執務室が早い時間に閉室されているのに帰宅に使用しているもの
  - (2) 時間外勤務が命じられていない、又は終電の利用が可能な時間外勤務命令にもかかわらず、帰宅に使用しているもの
  - (3) 「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」などの理由で四条等から帰宅に使用しているもの
- 3 上記2の不正使用金額は、対象職員 c 及び教育委員会事務局総務部総務課（以下「教育委員会総務課」という。）の係長級以上の職員計 8 名について、計 991,600 円になる。
- 4 なお、出張命令がされている日及び休暇等を取得している日にタクシーで帰宅している事例についても、不正使用の疑いが強い。
- 5 対象職員 d は、所属長として、上記のチケットの使用を確認しているが、同時に課長補佐級以下の職員に対しては時間外勤務命令も出しているから、自らが出した時間外勤務命令と矛盾するチケットの不正使用に当然気付くはずである。
- したがって、上記 8 名の職員は、各自の不正使用金額を返還し、対象職員 d は、その合計金額 991,600 円の損害賠償を行うようにとの勧告を求める。
- 6 対象職員 i には、教育委員会総務課の執務室が閉室された後も、時間外勤務命令が出されている。また、「新聞記者への取材対応後深夜帰宅」として四条等からチケットを使用して帰宅している日にも、時間外勤務命令が出されている日がある。これらの計 35 時間 15 分に相当する時間外勤務手当は、不正取得したものであるから、対象職員 i は、不正な時間外勤務手当に相当する金額を返還し、対象職員 d は、同額の損害賠償を行うようにとの勧告を求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の範囲

本件請求では、上記第1 2(1)及び(2)に該当するものについて、特定の者を除き、対象職員の自宅の所在地を請求人において知ることができず、公共交通機関の最終時刻を把握できないとしたうえで、請求人が自宅の所在地を知る一部の職員については当該職員が利用する公共交通機関の最終時刻を、その他の職員については午後 11 時を基準として、時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻及び教育委員会総務課の執務室の鍵が庁舎の警備担当に返却された時刻（以下「閉室時刻」という。）が上記の基

準とする時刻よりも前である日におけるチケットの使用による庸車料の支出が、請求の対象とされている。

しかし、本件請求は、対象職員が平成 19 年度（対象職員 h, j 及び k については、平成 19 年 12 月から同 20 年 2 月まで）に深夜帰宅のために使用したチケットの全部のうちから、京都市タクシーチケット取扱要領（平成 9 年 7 月 28 日総務局長決定。以下「要領」という。）に定める基準に適合しないと主張するものを特定し、監査を求める趣旨であると解されるどころ、午後 11 時という基準は、請求人が自宅の所在地を知らない対象職員によるチケットの使用の適否を区分するために便宜上用いたものと見るのが相当である。よって、本件監査の実施に当たっては、単に請求人の知、不知によって異なる基準により特定されたチケットの使用のみを対象とするのではなく、対象職員が作成したタクシーチケット使用報告書において帰宅のために使用したとされているチケットの全部を対象として、当該チケットの使用による庸車料の支出について、監査を実施することとした。

## 2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 20 年 8 月 28 日に請求人 A 及び請求人 B からの陳述を聴取した。その要旨（上記第 1 と重複する内容を除く。）は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、教育委員会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 本庁舎以外の場所からのタクシーによる帰宅については、四条で、終電がなくなる時間まで公務としてマスコミと対応するなどということはあると得ない。おそらく、仕事が終わった後、一杯飲んでいたのである。
- (2) 午後の休暇を取った人が残業をすることはあり得ない。また、出張日は、市役所にいなかったにもかかわらず、タクシーで帰宅している。情報公開制度では、休暇の種類までは分からないので、今回の請求額には挙げていないが、監査委員には、十分にチェックしてもらいたい。
- (3) チケットの不正使用とは別に、対象職員 i については、明らかに時間外勤務手当の不正取得をしている。これは、現在問題となっている職員の不祥事であり、刑事事件にも該当するような事例であるから、しっかりチェックしてもらいたい。
- (4) 平成 17 年度の定期監査における、教育委員会事務局に対するチケットの取扱いについての指摘では、チケットの交付について、必要のつど、保管責任者が職員に交付する場合のことしか触れていないが、今回請求人において調査した職員は、1 冊単位で交付を受けている。これらの使用状況について、監査の在り方を考えてもらいたい。
- (5) タクシー料金にばらつきがあるが、低額の場合は、深夜割増料金になる前に帰宅している疑いが強い。これは、市のタクシーチケット使用報告書に使用時間を記載する欄がないためであり、今回の監査で時間を記

載するよう指摘してもらいたい。また、料金が 5,000 円ちょうどである場合、差額を自分で支払っていると思われるが、公私混同である。自分に任されたものは、適当に使えばいいという考え方と思われるが、実際仕事で使ったのであれば、差額も請求すればよい。

- (6) 対象職員 i については、乗車地に四条というものが多いが、四条は、祇園の前から西の方まで何キロメートルもある。教育委員会総務課長である対象職員 d は、そのような報告を認めているが、「深夜帰宅」又は「緊急移動」とタクシーチケット使用報告書に書いてあれば、何でも認めているのではないか。
- (7) 閉室時刻を見ると、午前 1 時、2 時が多くある。係員は仕事が大変だと分かるが、要領のとおりにするべきである。
- (8) 監査委員は、市からの書類だけでチェックするだけでなく、タクシー会社から営業記録を取り寄せるべきである。
- (9) チケットの半券の紛失については、まさか横流しはないと思うが、営業記録を取り寄せれば分かると思う。
- (10) 特に対象職員 e, g 及び i は使い方がひどく、徹底的に調べてほしい。

### 3 新たな証拠の提出

請求人は、平成 20 年 8 月 28 日に、新たな証拠を提出した。

### 4 関係職員の陳述等及び関係書類の提出

- (1) 関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 20 年 9 月 10 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、4 名の請求人（代理人を含む。）が立ち会った。

#### ア 教育委員会事務局の勤務（時間外勤務を含む。）の状況

教育委員会総務課は、教育委員会全体の庶務、人事、予算編成、他局区との調整、市会対応、報道機関対応、文部科学省との連絡調整、視察対応等、業務内容が多岐にわたり、本庁舎外における関係団体等との折衝や緊急対応等、他所属と比較しても、恒常的に時間外勤務が多い所属である。

#### イ 時間外勤務手当の状況

平成 19 年度における教育委員会事務局全体の実時間外勤務時間数約 123,000 時間のうち、時間外勤務手当を支給することができた時間数は約 73,000 時間であり、限られた教育予算の枠組みの中では、実際に職員が行った時間外勤務の全てについて手当を支給することができないのが実情である。

このような状況から、教育委員会総務課においては、職員一人当たりおおむね 1 箇月 40 時間（うち、平日の深夜（午後 10 時以後）については 5 時間、休日については 15 時間）までしか支給できていない状

況であった。

なお、平成19年度における教育委員会総務課職員の実時間外勤務時間数約19,000時間のうち、時間外勤務手当を支給することができた時間数は、約10,000時間である。

#### ウ 時間外勤務命令簿の記載等

時間外勤務命令簿には、予算の範囲内で行うという時間外勤務命令制度の制約から、手当の支給対象となる時間数（おおむね40時間）しか記載されていない。

実際には、時間外勤務命令簿上の時間外勤務が40時間に到達した場合、その日以後は記載することができないこととなる。また、当該月全体を通じて時間外勤務の総時間数を調整し、日ごとの時間外勤務の時間数を実際の時間数よりも減らして記載するなど、当該月の時間外勤務の合計時間が40時間を超えないよう調整する事例もある。

#### エ 実時間外勤務の把握

実際に職員が行った時間外勤務の実績については、時間外勤務命令簿の様式を準用して職員各自が随時メモするなどしている。そのメモ（以下「実績記録」という。）は、所属長が閲覧できるように保管されており、これにより、所属長は、いつでも職員の実際の勤務状況を把握し、及び確認することができる。

#### オ チケットの使用状況

チケットは、要領に定められた条件の下での使用に努めている。課長補佐級以下の職員については、タクシーの利用の必要が生じたときに、要領に基づき、保管責任者又はそれを補助する職員から交付を受けており、チケットを使用した場合は、速やかに保管責任者及び所属長に報告している。ただし、連日多忙な業務状況が続いた場合などは、逐一報告せず、後日まとめて報告していた実態があり、その点は改めるべきで、今後適正な運用に努めたい。

#### (7) 早い時間に教育委員会総務課の執務室が閉室されている場合のタクシーによる帰宅について

教育委員会総務課の職員は、緊急に学校現場等に出向く場合や、急な報道機関への対応、出先機関における協議、関係団体等との折衝や会合への出席等、執務室外において勤務する実態が多く、執務室外や本庁舎外において時間外勤務を行った職員の勤務終了時刻と閉室時刻とが必ずしも同一にはならない。

#### (イ) 時間外勤務手当が出されていない場合のタクシーによる帰宅について

形式的には時間外勤務命令簿に反映されていないが、それぞれが自発的に職務に当たり、時間外勤務が深夜に及んだため、タクシーにより帰宅しているのが実情である。

(ウ) 公共交通機関が利用できる時間帯のタクシーによる帰宅について

公共交通機関が利用できる時間帯におけるチケットの使用は、要領に基づき取り扱っているが、体調不良など特段の事情がある場合のほか、時間外勤務が連日深夜に及び疲労が蓄積している状況等において、職員の健康保持を図るため、一律に公共交通機関の最終時刻が過ぎるまではチケットを使用させないという画一的な運用は行わず、個別の事情に応じて、柔軟な運用をしている場合がある。

明確に時刻を規定していないが、ダイヤがまばらになり、乗継ぎ回数が増えるなど、通常の通勤時間より相当に時間を要することとなる場合において、公共交通機関が途絶する1時間前、通常の通勤においてバスを利用している者についてはおおむね午後10時以後、電車を利用している者についてはおおむね午後11時以後を目途に、チケットの使用を許可する場合がある。

要領では、チケットの使用基準について、明確に「公共交通機関が利用できない場合」とはされずに、「公共交通機関の利用が著しく困難な場合」と規定されているに過ぎず、各局等において、その運用についてある程度の裁量を認める趣旨が含まれていると解される。教育委員会総務課としての上記の認識や運用方法は、明示的に示しているものではないが、共通する内部規律的な了解事項である。

(エ) 本庁舎以外からのタクシーによる帰宅について

業務により出先機関等で深夜に及ぶ時間外勤務を行った後、タクシーにより帰宅する場合は、翌日、速やかに保管責任者及び所属長に報告したうえで文書処理を行っており、勤務実態がそのつど確認されている。

また、本庁舎内で深夜に及ぶ時間外勤務を行った後、市役所近辺で夕食等を取った後にタクシー帰宅する場合は、夕食を取った飲食店等の付近からタクシーに乗車するため、本庁舎以外からのタクシーによる帰宅となるが、チケットは、時間外勤務の終了時刻がタクシーによる帰宅が認められる時刻である場合に限り交付しており、不適正な使用ではない。

新聞記者への取材対応は、事案により、深夜に及ぶことが多くある。また、市内に本社、支局等がある新聞社の翌日の朝刊に掲載する記事の降版時刻は、社により違いがあるがおおむね深夜1時から2時ころであり、記事の内容によっては、降版直前まで記者から問合せがある。そのような場合は、教育委員会総務課の執務室で対応する場合もあれば、退庁後の帰宅途中でも、携帯電話等で対応できる場所に待機して対応する場合もある。

勤務時間外における新聞記者等への対応の際は、相手方の求めに応じ、また、場を柔軟にするため、飲食を共にしながら対応する場

合があるが、広報業務の一環である以上、時間外勤務手当の支給対象であり、チケットの使用も認められる。

(オ) 休曜日、出張日等のタクシーによる帰宅について

職員が年次休暇を取得する場合でも、業務の必要上から勤務時間外に職務に従事する場合や、休暇を取得したうえで一定時間だけ職場を離れ、その後職場に復帰し職務に従事する場合があります。深夜まで時間外勤務を行った事実があれば、必要に応じてタクシーにより帰宅することに何ら問題はない。

また、出張日についても、出張後、本庁舎に戻り業務に従事し深夜に及んだ場合や、市内への帰着が深夜になった場合等には、タクシーにより帰宅する場合があります。

カ 結論

以上から、本件請求の対象とされているチケットは、勤務実態及び関係要領等に基づき適正に使用されたもので、違法、不当な使用ではない。

(2) 関係職員が行った陳述に関し、これに立ち会った請求人から、意見が述べられた。当該意見の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 残業時間が実際と異なり、手当を6割しか払っておらず、サービス残業をさせているということは、労働基準法違反である。

イ 時間外勤務命令簿が不実記載だということであるが、明らかに違法である。

ウ 時間外勤務の実態を把握するために職員の各自のメモがあり、それが閲覧できるということであるから、当該メモは公文書である。情報公開請求に対してそれが公開されていないのは、京都市情報公開条例違反である。職員各自のメモがあるなら公開しなければならず、公文書が不実記載であったり、隠されたりすれば、情報公開請求に基づいて行う監査請求の根本が崩されることになる。

エ この数十年間、違法、不当、不誠実な教育委員会総務課の勤務実態があったのではないか。人を教える先生の先頭に立って教育行政をやっているといいながら、自らの勤務の在り方は何ともでたらめで、監査を受ければ、適当な言い訳、でっち上げ、嘘で固めている。

5 関係人調査

本件監査の対象としたチケットのうち、使用者である対象職員に係るチケットの使用日における時間外勤務命令の記録がないもの、当該命令による従事時間の終了時刻が当該対象職員が通勤経路において利用する公共交通機関の最終発車時刻以前であるもの等を抽出し、当該チケットの使用に係る43のタクシー会社・営業所に対し、業務日報等の運行記録（以下「運行記録」という。）に基づく乗車区間及び乗車時刻を照会し、うち41社・営業所から回答を得た。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び請求人の陳述、関係職員の陳述、関係職員が提出した関係書類その他関係職員の説明の内容、関係人調査の内容並びにその他の監査委員が調査した証拠の内容を総合すると、次の事実が認められる。

##### (1) 要領の定め

市における公務上必要なチケットの取扱いに関し必要な事項は、要領に定められており、教育委員会事務局において使用されるチケットも、この要領に従って使用すべきこととされている。本件監査の対象である平成19年度においては、平成19年3月29日付け総務局長決定による改正後の要領（平成19年4月1日施行）が適用されていた。その主な内容は、次のとおりである。

##### ア チケット簿冊の受入れ及び保管（要領第4条及び第5条）

チケットは、所属長が、簿冊単位でチケット会社から受け入れ、簿冊受払簿に記録する。

受け入れたチケット簿冊は、所属の係長級以上の職員の中から所属長が定める保管責任者が保管する。

##### イ チケットの交付（要領第7条）

(ア) 所属の保管責任者は、所属職員にチケットの利用の必要が生じたときは、次の場合に限り、必要のつど、必要枚数を交付することを原則とする。

- a 市内において、緊急必要やむを得ない理由で公用車の配車ができないとき。
- b 市内において、バス、地下鉄、他の公共交通機関の利用が困難又は著しく非能率と考えられる場合
- c 早朝又は深夜の時間外勤務で他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合
- d 来客等の送迎で、公用車又は他の公共交通機関の利用によることが適当でない場合

(イ) チケットを交付する場合は、控えとして残る部分（以下「残チケット」という。）を併せて交付する。

(ロ) 課長級以上の職にある者が業務の遂行上、1冊のチケット簿冊を専用に使用する必要がある場合は、当該所属の庶務担当係長が保管責任者となり、所属長から払出しを受けた簿冊を交付する。

(ハ) 保管責任者は、所属職員にチケットを交付したときは、交付整理簿に日付、チケット番号、枚数、受領者の氏名等を記録し、受領者の受領印及び保管責任者の確認印を押印する。

##### ウ チケットの使用（要領第8条）

- (ア) チケットの使用者は、目的地までの経路、公共交通機関との乗継ぎ、同一方向への相乗り等を考慮し、可能な限り合理的、経済的な使用に努めなければならない。
- (イ) 使用者は、チケットに使用年月日、乗車区間及び金額をペン等で記入し、運転手に渡す。残チケットにも、同様に記入する。
- (ウ) 来客等の送迎で、職員以外の者にチケットを使用させる場合は、チケットに使用年月日及び払出しを受けた職員の氏名を記入して交付する。

エ 使用報告（要領第 10 条）

- (ア) 使用者は、使用のつど、保管責任者に対し、帰庁後又は使用日の翌日、直ちにタクシーチケット使用報告書（以下「使用報告書」という。）により使用状況を報告し、所属長の確認を受ける。
- (イ) 使用報告書に記入する用務内容は、「緊急用務」、「深夜帰宅」等の抽象的なものではなく、具体的な用務又は使途を記入する。
- (ウ) 来客等の送迎で、職員以外の者にチケットを使用した場合の使用報告は、払出しを受けた職員が、交付年月日及び交付先の氏名を記入した残チケットを貼付し、用務内容欄に具体的な交付理由を記入して行う。

オ 支出手続（要領第 11 条）

所属長は、チケット会社から請求書類が送付されたときは、使用報告書と照合確認のうえ、支出手続を取らなければならない。

(2) 庸車料の支出状況

ア 本件監査の対象とするチケットは、チケット会社が発行する会員番号ごとに、次のものがある。

- (ア) 京都交通信販株式会社（以下「京交信」という。）が発行するもの
  - a 教育委員会総務課所管分  
会員番号 04876-7 及び会員番号 12705-3
  - b 教育委員会事務局指導部学校指導課（以下「学校指導課」という。）所管分  
会員番号 25179-3
- (イ) オムロンクレジットサービス株式会社（以下「オムロンクレジット」という。）が発行するもの
  - a 教育委員会総務課所管分  
会員番号 0503-4331-3 及び会員番号 0503-4332-2
  - b 学校指導課所管分  
会員番号 0503-4401-5

イ 財務会計行為の状況

本件監査の対象とした庸車料の支出に係る支出負担行為及び支出額は、上記アのチケットごとに、別表 1 のとおりである。

支出負担行為は、いずれも、教育委員会総務課長である対象職員 d により決定されている。

(3) 教育委員会事務局における時間外勤務の管理の方法

ア 時間外勤務命令の方法

平成 19 年度、教育委員会事務局においては、予算上の制約から、時間外勤務手当の支給について、職員 1 人につき 1 箇月当たり 40 時間を上限としており、所属長が所属職員に対し、時間外勤務を命じる場合においては、実際の時間外勤務の時間が 40 時間を超える場合であっても、時間外勤務命令簿の記載を、この時間数の上限を超えないように調整していた。

イ 時間外勤務の実績の把握の方法

平成 19 年度、教育委員会事務局においては、所属の課長補佐級以下の職員が実際に行った時間外勤務の状況を、自己申告により作成した実績記録を取りまとめて保管することによって把握する方法が採られていた。

実績記録の様式は、時間外勤務命令簿の様式を用いているものと、実績記録用に作成された様式を用いているものがある。作成された実績記録は、教育委員会総務課においては、作成した各職員ではなく、課長がまとめて保管しているが、押印等はされておらず、公文書としては整理されていない。

(4) 対象職員に係る通勤のための公共交通機関の最終時刻

対象職員による通勤経路及び利用交通機関の届出内容に基づく、対象職員の帰宅に係る利用交通機関の最終発車時刻（以下「対象職員に係る最終発車時刻」という。）は、次のとおりである。

対象職員	対象職員に係る最終発車時刻	注
対象職員 a	市バス京都市役所前停留所発 23 時 17 分	
対象職員 b	京阪電鉄三条駅発 23 時 44 分	
対象職員 c	地下鉄烏丸御池駅発 0 時	注 1
対象職員 d	地下鉄京都市役所前駅発 23 時 54 分	
対象職員 e	地下鉄京都市役所前駅発 23 時 30 分	
対象職員 f	京阪電鉄三条駅発 0 時 24 分	
対象職員 g	阪急電鉄河原町駅発 23 時 50 分	
対象職員 h	地下鉄京都市役所前駅発 23 時 30 分	
対象職員 i	地下鉄京都市役所前駅発 23 時 56 分	注 2 及び 3
対象職員 j	① 地下鉄京都市役所前駅発 23 時 9 分 ② 地下鉄京都市役所前駅発 23 時 7 分	注 4
対象職員 k	市バス京都市役所前停留所発 23 時 22 分	

注1 対象職員cによる届出では、自宅最寄りの鉄道駅からバスを利用することとされており、それを利用する場合の最終発車時刻は1時間以上早い時刻となるが、本件監査では、当該鉄道駅までの交通機関が途絶する以前は当該交通機関を利用すべきものとして、最終発車時刻を特定した。

2 対象職員iによる届出では、自宅最寄りの鉄道駅からバスを利用することとされているが、当該バスの最終便は、当該対象職員が勤務時間の終了後直ちに帰途に就いても間に合わない時刻に発車するため、当該対象職員に係る最終発車時刻の特定に当たり、当該バスの最終発車時刻は考慮しなかった。

3 対象職員iについては、平成20年1月6日以前であれば京都市役所前駅22時49分発、同月7日以後であれば同駅23時発の地下鉄に乗車しなければ、途中の乗継ぎ時に最大約45分間の待ち時間が生じるが、23時30分以後に退庁する場合、待ち時間は30分未満となる。

4 ①は平成20年1月6日以前、②は同月7日以後のダイヤに基づく時刻である。

(5) 監査対象としたチケットの使用状況

ア チケットの管理に係る責任者

本件監査の対象とするチケットを管理する所属長及び保管責任者は、次のとおりである。

チケット会社	会員番号	所属長	保管責任者
京交信	04876-7	教育委員会総務課長	教育委員会総務課庶務係長
	12705-3		
	25179-3	学校指導課長	学校指導課課長補佐
オムロンクレジット	0503-4331-3	教育委員会総務課長	教育委員会総務課庶務係長
	0503-4332-2		
	0503-4401-5	学校指導課長	学校指導課課長補佐

イ 対象職員の帰宅に係るチケットの使用状況及び使用日における当該対象職員の勤務状況

対象職員に係る平成19年度（対象職員h、j及びkについては、平成19年12月から同20年2月まで）の使用報告書において、帰宅のために使用したとされているチケットの使用状況並びに当該使用日における当該対象職員の勤務状況は、次の各事項について、それぞれ別表2のとおりである。

なお、番号441から443まで及び474から476までについては、使用した対象職員により、それぞれ2件のタクシーの乗車について使用報告がされているが、使用報告の内容と、実際に使用されたチケットの券面（以下「券面」という。）の記載内容又は運行記録の照会結果とで、チケットの組合せ及び乗車区間が異なっていたため、別表2には、それぞれ使用された3枚のチケットを1件ずつ掲げた。そのため、実際のチケットの使用件数は、同表に掲げる件数524件よりも2件少ない522件である。

(ア) 番号 監査の対象としたチケットの使用について、通し番号を付したものの

- (イ) 使用日及び曜日 当該チケットが使用された日
- (ウ) 金額 当該チケットに係る使用金額
- (エ) 使用報告書の記載 使用報告書に貼付された残チケットに記載された乗車区間。使用者の自宅の所在地が記載されている場合は、「(自宅所在地)」と記載している。
- (オ) 券面の記載又は運行記録の照会結果 券面又は運行記録（運行記録の照会を行い、かつ、タクシー会社から回答があったものに限る。）に基づく当該チケットに係る乗車区間及び乗車時刻。なお、乗車時刻が午前0時から正午までの時刻であるものは、日付の上では、使用日欄に掲げる日の翌日に乗車したことになる。また、使用者の自宅の所在地については上記(エ)と同様とし、使用者以外の職員の自宅の所在地については「(職員自宅所在地)」としている。

(カ) 勤務状況

対象職員の勤務状況に関連する次の事項

- a 時間外勤務命令終了時刻 時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻
- b 申告勤務終了時刻 実績記録に記載された勤務の終了時刻。課長級以上の職員等が、監査委員からの質問に対し、勤務の終了時刻を申告した場合は当該時刻とし、閉室時刻以後は勤務を行っていない旨を申告した場合は閉室時刻としている。
- c パソコン動作記録 当該職員が使用する業務用パーソナルコンピュータから、「京都市教育委員会行政情報ネットワークシステム」上の操作を行った記録に係る最終時刻
- d 閉室時刻 教育委員会総務課（対象職員bにあつては、学校指導課）の執務室の鍵が庁舎の警備担当者に返却された時刻（当該チケットの使用に係る対象職員が自ら鍵を返却した記録がある場合は、「自ら閉室」欄に\*印を表示している。）

ウ 休暇の取得日におけるタクシーの使用状況

対象職員が全日若しくは午後の休暇又は勤務時間の終了時刻にわたる1時間単位の休暇を取得している日に、チケットを使用してタクシーで帰宅したとされている事案は、本件監査の対象としたものの中に6件あり、いずれも、当該対象職員からは、業務上の都合から勤務時間終了後に業務に従事した旨の説明がされている。

エ 出張の日におけるタクシーの使用状況

対象職員が市外に出張している日にチケットを使用してタクシーで帰宅した事案は13件（番号16, 50, 312, 316, 320, 325, 338, 351, 370, 375, 384, 386及び389）あり、いずれも、日帰り出張の日又は複数の日にわたる出張の最終日のものであった。

(6) 本件請求の対象である時間外勤務手当の支給

本件請求の対象とされた，対象職員 i に係る時間外勤務命令に基づく時間外勤務の従事時間及び当該時間外勤務に対して時間外勤務手当を支給する旨の支出負担行為が決定された日は，次のとおりである。

日付	本件請求の対象とされた時間外勤務の従事時間	支出負担行為決定日
平成 19 年 7 月 2 日	17:35～23:05	平成 19 年 8 月 9 日
平成 19 年 7 月 5 日	21:40～22:05	
平成 19 年 10 月 3 日	17:35～ 0:05	平成 19 年 11 月 9 日
平成 19 年 10 月 11 日	17:35～23:35	
平成 19 年 11 月 6 日	17:35～23:35	平成 19 年 12 月 11 日
平成 19 年 11 月 8 日	17:35～ 0:05	
平成 19 年 12 月 4 日	23:25～ 0:05	平成 20 年 1 月 11 日
平成 20 年 2 月 1 日	22:35～23:00	平成 20 年 3 月 11 日
平成 20 年 2 月 4 日	22:30～23:00	
平成 20 年 2 月 8 日	22:55～ 1:30	

## 2 判断及び結論

### (1) チケットの使用による庸車料の支出について

#### ア 始めに

##### (ア) 要領の意義及びチケットの適正取扱いの徹底

チケットは，それ自体は法第 237 条に規定する財産に該当するものではないものの，所持者が容易に金額を記入して使用することができるうえ，その使用は，市が債務を負担することとなる契約の締結に当たることから，その管理及び使用については，有価物と同様に，厳格に行う必要がある。要領では，このような観点から，チケット簿冊の受入れ及び保管並びにチケットの交付，使用，返納，使用報告等の手続及び責任者を定めており，要領に基づき，事務を適正に処理することにより，チケットの不適正な使用の防止が図られることとなっている。

要領に基づくチケットの適正な取扱いについては，繰り返しその徹底が求められているところであり，本件監査の対象期間である平成 19 年度に入る直前の平成 19 年 3 月 29 日にも，総務局長通知「「京都市タクシーチケット取扱要領」の改正及びタクシーチケットの適正な事務処理の執行について(通知)」において，適正な取扱いの周知徹底，不適正な事務処理の防止等が通知されている。

##### (イ) 本件監査の対象としたチケットの管理及び使用手続の状況

- a 上記 1 (5)イ及び別表 2 で認定したところによれば，本件監査の対象としたチケットのうち，教育委員会総務課が所管するものについては，次のように，明らかに要領の規定に違反する事例が，

多数存在する。

- ① 監査の対象とした 522 件中、少なくとも 149 件について、券面又は運行記録に基づく実際の乗車区間と異なる区間での使用報告が行われている（要領第 10 条第 1 項違反）。
  - ② 522 件中、少なくとも 146 件について、券面に乗車区間の全部又は一部が記載されていない（要領第 8 条第 2 項違反）。また、乗車区間の記載があるものの中にも、チケットを受領した運転手が記入したと思われるものがある。
  - ③ 実際の乗車区間と異なる区間での使用報告が行われていることについては、使用の直後又は翌日の使用報告が必ずしも徹底されていなかったことや、残チケットへの記入が漏れていたことが原因として説明されているが、これらは、要領第 10 条第 1 項又は第 8 条第 2 項に違反する。
  - ④ 本件監査の対象としたチケットは、使用報告書上、すべて使用日の翌開庁日までに使用報告が行われたこととされているが、上記の各事実によれば、実際には使用日の翌開庁日までに使用報告を行わず、後日にまとめて使用報告書を作成したものがあってもかかわらず、使用報告書には使用日の翌開庁日までの日を記載し、要領の規定と矛盾しないように体裁を整えていたことになる。
- b 上記 a のような、要領の規定に違反する運用が日常的に行われていたことは、チケットの使用者に直接の原因があることは、いうまでもない。特に、券面への乗車区間の不記載は、チケットの実際の使用状況を不明確にし、その確認を困難にする点で、極めて不適切な取扱いであるが、本件監査では、課長級以上の職員を含む複数の対象職員について、券面の不記載が数多く見られたところである。
- 一方、少なくとも、保管責任者及び所属長が適切なチケットの使用の管理を徹底していれば、これらの不適正な運用を相当程度防ぎ得たはずであり、特に、上記 a の①及び④については、保管責任者及び所属長によるチェックが適切に機能していれば、本来起こり得ないものである。
- これらのことを考慮すると、教育委員会総務課における上記 a のような運用は、所属長及び保管責任者の了解の下で、課長級以上の職員を含む一部職員の不適正な運用が継続的に行われていたものであると評価せざるを得ず、金券と同様の財産的取扱いを必要とするチケットについて、不適正な使用の防止を図る要領の趣旨を没却するものといわなければならない。
- c また、上記 a のような券面の不記載を中心とする要領違反の事

例は、会員側から求めない限り、月ごとの請求時に使用済みチケットの券面の写しが交付されないチケット会社のチケットを使用している事案に多数見受けられた。このことからすれば、上記のような運用については、当該チケット会社から券面に記載されている情報の提供を受けて調査をしない限り、当該チケット会社の発行するチケットの使用状況が判明しにくいものであることを背景として行われたとの疑念を持たざるを得ない。

イ 本件監査における判断の基本的な考え方

(ア) 教育委員会における事務処理の問題の評価

教育委員会総務課におけるチケットの取扱いについて、上記ア(イ)のような重大な問題が認められたことから、本件監査においては、まず、監査対象であるチケットの使用による庸車料の支出の違法性を判断するに当たり、上記の問題をどのように評価するかという点が問題となる。

チケットは、公務上の必要に基づき使用されるものであるところ、本件監査において、対象としたチケットの使用による庸車料の支出の違法性を判断する際には、当該チケットの使用が、現に公務上の必要に基づき行われたかどうかは基本的な論点となる。

また、本件監査の対象は、違法又は不当な公金の支出の有無であるところ、その認定については、公金の支出が適法に行われたことの立証が得られないだけでは足りず、これが違法であることの証拠がある場合に限られる。

そのような意味では、教育委員会総務課におけるチケットの管理及び使用の手續に上記ア(イ) a のような事務処理の実態が認められたことは、それ自体看過することができない問題であり、チケットの使用の適否に係る疑いを生じさせるものであるとしても、個別のチケットの使用が公務上の必要に基づくものであったかどうかについての判断上は、決定的な要素となるものではない。

したがって、本件監査の対象とする個別のチケットの使用について、公務上の必要の有無を判断する際には、それが公務上の必要に基づくものではないと評価するに足りる事情が認められる場合のみ、当該チケットの使用に公務上の必要がなかったと判断して当該チケットの使用による庸車料の支出を違法とし、そのような判断をするのに十分な監査証拠が得られない場合には、積極的に公務上の必要を認めるかどうかはともかく、当該チケットの使用による庸車料の支出を違法であるとは評価しないこととした。

(イ) 要領第7条第1項第3号の解釈

a 本件監査の対象としたチケットは、その大部分が深夜の時間帯における対象職員の帰宅のために使用されたものであり、関係職

員からは、深夜帰宅におけるチケットの使用を認めた要領第7条第1項第3号の解釈及び運用について、上記第2 4(1)オ(ウ)のとおり説明がされていることから、同号にいう「他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合」の解釈が問題となる。

b 通常、職員は、通勤届によって申告した通勤経路に従い通勤し、通勤に必要な費用は、通勤手当の支給によって賄われている。そのため、チケットを使用し、別途の公費を用いて帰宅することが公務上必要であるというためには、原則として、当該職員が公務に従事したことによって通勤経路に係る公共交通機関を利用することができなくなっていることを要し、そのような原則を貫いたのでは著しい不合理が生じる事情がある場合に限り、例外的に公務上の必要性が認定されるものと解すべきである。

c したがって、要領第7条第1項第3号にいう「他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合」とは、原則として、チケットを使用しようとする職員の通勤経路に係る公共交通機関が途絶している場合を指し、体調不良や、時間帯によって生じる乗継ぎに要する待ち時間の増加等の原因によって、当該職員がその通勤経路に係る公共交通機関を利用することが著しく困難であると所属長が認めた場合に限り、個別に上記の原則に対する例外が認められ、当該交通機関の途絶前であっても、チケットの使用が許されるものと解するのが相当である。

d 上記を踏まえ、関係職員が説明する要領第7条第1項第3号の解釈及び運用を見た場合、各職員の通勤経路を考慮することなくバス又は電車という区分のみでチケットの例外的使用の可否を決するという運用は、同号の運用について認められる裁量の範囲を超えているものといわざるを得ず、採ることができない。

e 以上から、本件監査においては、時刻を基準に要領第7条第1項第3号の基準に適合するかどうかを判断する場合は、原則として、対象職員に係る最終発車時刻を基準とすることとした。

(ウ) 職員による申告の取扱い

a 実績記録の取扱い

(a) 本件監査においては、関係職員から、時間外勤務命令簿とは別に、課長補佐級以下の職員による自己申告の時間外勤務の実績が記載された実績記録が提出されており、個別のチケットの使用の適否の判断に当たっては、実績記録に記載された勤務状況を、公務の遂行であると認めるかどうかの問題となる。

この点について、関係職員は、実績記録に記載され、かつ、時間外勤務命令の対象とされていない時間の職員の行動は、自発的意思に基づくものである旨を説明する。そのように解する

場合、単なる自発的な行為に対してチケットの使用を許す必要はないから、本件監査において、実績記録の記載内容は無視することになる。

しかし、教育委員会総務課における時間外勤務命令が実績記録に記載の勤務実績の範囲内で行われていること、職員の従事場所が基本的には教育委員会総務課の執務室内であることなど行為の外形からすれば、職員は、時間外勤務命令の対象とされていない時間についても、職務命令に基づき勤務しているのと何ら変わらない状態で従事していると見るのが相当であって、関係職員のいう「自発的」か否かの区別は、結局のところ、書類上の形式的な区別に過ぎないというほかはない。

そうすると、単に時間外勤務命令の対象とされていないことのみをもって、当該行為が自発的なものであり公務ではないということとはできず、実績記録に記載された勤務状況は、その事実がないと見るべき特段の事情のない限り、公務に従事した記録に準じるものと見るのが相当であるから、関係職員の説明は、採ることができない。

- (b) 次に、実績記録は、京都市情報公開条例に定める公文書に該当するかどうかはともかく、その内容は自己申告に基づくものであるから、本件監査に当たり、その内容の信頼性をどのように評価するかという問題が生じる。

本件監査において調査したところによれば、教育委員会総務課においては、対象職員以外の職員や、本件監査の対象としていない平成20年度についても、実績記録が作成されており、教育委員会総務課において、実績記録が組織的、継続的に作成され、保存されている事実が認められる。このことを考慮すると、本件監査に際し提出された実績記録が、本件監査における評価を左右する目的で作成された可能性は低いと考えられる。

そこで、本件監査では、その内容を疑うべき事情がない限り、実績記録に記載の勤務の終了時刻をもって、当該対象職員の勤務の終了時刻と認めることとした。

b その他の申告の取扱い

- (a) 本件監査においては、実績記録以外に、監査委員からの質問に対し、対象職員から勤務の状況が申告されている。これは、乗車地が市役所又はその近辺以外の場所である場合や、閉室時刻が対象職員に係る最終発車時刻以前である場合等について、当日の勤務状況その他当該乗車地から乗車した事情を確認したもので、対象職員からは、市役所本庁舎内での勤務の終了時刻、庁舎外での勤務の有無及び内容並びに当該勤務の終了時刻等が

申告された。

- (b) これらの申告内容のうち、勤務終了時刻については、実績記録のない課長級以上の職員が問題となるが、庁舎内での勤務では、基本的に、閉室時刻以前の時刻が申告されることとなり、監査執行上の問題が少ないことから、その時刻を信用して採用することとした（仮に採用しなければ、閉室時刻及び乗車時刻のみで判断することになる。）。

また、課長補佐級以下の職員を含め、庁舎外での勤務の場合、勤務の内容及び終了時刻については、場所や同席者を含め、具体的かつ合理的な説明がある場合に限り、これを採用することとした。

- (c) この点に関し、請求人からは、乗車地が四条などとされているチケットの使用について、当該乗車地における業務があり得ないなどとして、乗車地のみを基準として要領第7条第1項に適合しない旨の主張がされている。

庁舎外の場所で、飲食を伴いつつ関係者と対応する場合には、それが公務として行われるものであるとしても、日常的な人間関係の形成等、本来の公務とは区別されるべき行為との区別があいまいになる可能性が高いと考えられるうえ、飲食を伴うことが通常であると考えられる深夜の時間帯に、いわゆる繁華街などの場所に対応するという場合には、たとえそれが相手方から求められたものであるとしても、社会通念上、公務の遂行の外形として相応しいとはいえないところである。対象職員からは、関係者から連絡を受けて、協議、会合、情報交換、説明等に赴いた旨などが申告されているが、上記の観点からすれば、公務の遂行方法の適切さについて、疑問があるといわざるを得ない。

しかし、行政機関としてどのような業務を行うかは、まずは当該行政機関の合理的裁量にゆだねられていると解されるころ、既にそのような時間帯及び場所での関係者への対応が行われたと説明される場合において、当該行為が公務に該当しないというためには、単に時間帯及び場所という外形的事由のみから判断するのは相当でなく、業務の具体的内容を個別に検討して、上記の裁量に逸脱又は濫用が認められるかどうかを判定する必要がある。

したがって、本件監査において、市役所以外の場所からタクシーに乗車した事案について、庁舎外の場所で業務を行ったとの申告があるものについては、その申告が具体的内容を伴ってなされた場合にのみ、その適否を個別に判断することとした。

ウ チケットの使用に係る判断及び理由

上記1において認定した事実関係及び他の証拠に基づき、本件監査の対象とした対象職員によるチケットの使用について、要領第7条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを判断した結果は、別表3のとおりであり、判断の理由は、次のとおりである。

なお、別表3の理由欄に掲げる番号は、次に示す理由の記号（「(ア) a」等）と対応している。

(ア) 要領第7条第1項に掲げる基準に適合しない使用（以下「基準外使用」という。）であると認めるもの

a 対象職員の申告勤務終了時刻（別表2の申告勤務終了時刻欄に記載）が、当該対象職員の勤務の場所を勘案して当該対象職員に係る最終発車時刻に明らかに間に合う時刻である場合は、他に公共交通機関の利用が著しく困難であると認めるべき合理的な理由がない限り、基準外使用と認める。

なお、請求人からは、対象職員gに関し、勤務の終了時刻が午後11時35分以前であるものについては当該対象職員に係る最終発車時刻に間に合う旨の主張がされているが、書類に記載された勤務の終了時刻から庁舎外に出るまでには、場合により10分程度の時間を要することがあると考えられ、庁舎から対象職員gが利用する阪急電鉄河原町駅までの所要時間を約15分とした場合、勤務終了時刻から同駅までは、最大で25分程度の時間を要することとなる。そうすると、勤務終了時刻が午後11時30分から35分ころとされている日について、通常の行動を取った場合に、明らかに対象職員gに係る最終発車時刻（午後11時50分）に間に合うとは断じ難いところであるから、請求人の主張は、採ることができない。

b 乗車時刻及び乗車地等を勘案して、対象職員が当該対象職員に係る最終発車時刻に明らかに間に合う時刻にタクシーに乗車したものと認められる場合は、他に公共交通機関の利用が著しく困難であると認めるべき合理的な理由がない限り、基準外使用と認める。

c 本件監査の対象としたチケットの使用の中には、対象職員が市外出張の際、出張先から帰着した京都駅から市役所に移動し、又は同駅から自宅に帰宅するためにタクシーに乗車していた事案があった（番号16, 97, 338及び389）。

チケットの使用は、市内における出張の場合に限り認められており、市外における出張の場合、京都市内の移動（例えば、市役所と京都駅等鉄道駅との間）に係る費用を含め、京都市旅費条例等に定めるところにより、旅費が支給されることになる。

したがって、市外出張の際の京都駅から市役所までの移動にタクシーを利用する場合は、その間の車賃について旅費の支給の決定がされた場合に、既に支給されているその間の移動のための旅費（地下鉄代、バス代等）との差額を支給することができ、京都駅から自宅への帰宅にタクシーを利用する場合は、市役所を着地とする旅行命令が発せられている場合はその命令の変更及び変更後の経路に係る旅費の支給の決定がされた場合に、同様に支給することができるのであって、いずれにしても、移動にはチケットを使用することができない。

したがって、上記の各事案は、いずれも基準外使用と認めることとした。

なお、このような事案の場合、タクシー料金の実費相当額の旅費の支給の決定がされれば、市の支出額は結果的に同じになるため、チケットの使用について、あえて基準外使用と認めないことも考えられるが、そのような旅費の支給の可否は、まずはその決定権者が判断すべき事項であって、そのような判断及び旅費の支給の決定がされていない以上、そのような仮定に基づく判断をすることはできない。

- d 本件監査の対象としたチケットの使用の中には、対象職員の申告勤務終了時刻が当該対象職員に係る最終発車時刻に間に合わない時刻である場合において、当該対象職員が退庁後に、庁舎外の場所で食事等をしていたと申告しており、市役所以外の場所からタクシーに乗車していた事案があった。

要領第7条第1項第3号の基準により、帰宅のためにチケットを使用する場合には、勤務を終了した後、タクシーに乗車するまでの間に、食事等を取ることも、基本的には許容されると解されるが、そのような場合であっても、長時間にわたり、あるいは勤務場所から交通機関を利用して他の場所に移動するなどして私事を行うときは、その後の帰宅は、私的な移動と見るべきであるから、上記規定は、通勤経路に係る公共交通機関の途絶後に勤務を終了した後、上記のような私事を行う場合についてまで、チケットの使用を許容する趣旨であるとは解されない。

そこで、本件監査においては、勤務の終了時刻からタクシーへの乗車までの間に2時間30分以上が経過している場合及びタクシーの乗車地が通常は市役所から何らかの交通機関を用いて移動するような場所である場合に、そのような事情について合理的な説明がなされないものについては、基準外使用と認めることとした。

- e 本件監査の対象としたチケットの使用のうち、番号456及び491

については、申告勤務終了時刻後すぐに帰途に就いた場合には、途中の乗継ぎに30分以上の待ち時間が生じることとなるが、対象職員iの申告によれば、勤務終了後に食事をしたうえで帰宅したとされている。そうすると、乗車時刻が対象職員iに係る最終発車時刻に間に合わない時刻となった直接の原因は、当該食事にあるといえ、公務に従事したことが原因であるとは認められないから、上記の各事案は、基準外使用と認めることとした。

(4) 証拠が不十分であり、基準外使用であるとは認められないもの

次のものについては、本件監査において上記(ア)の基準外使用に該当するかどうかの判断に必要な証拠が十分でなく、その判断ができなかったため、基準外使用であるとは認められない。

a 本件監査においては、その対象としたチケットのうち、オムロンクレジットが発行する会員番号0503-4401-5に係るものについては実際に使用されたチケット（請求時に同社から市に送付されている。）が所管の学校指導課から提出されておらず、京交信が発行するものの一部については、都合により京交信から券面の写しの提供を受けることができていない。

これらのチケットについては、券面の記載を確認することができないため、タクシー会社への運行記録の照会の対象とすることができず、乗車区間及び乗車時刻が判明しないことから、本件監査の段階では、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

b 上記第2 5で述べたように、本件監査においては、監査実施上の都合から、一定の条件に合致するチケットの使用を抽出し、タクシー会社に運行記録を照会して、乗車区間及び乗車時刻を調査したが、券面に乗車区間が記載されていないチケット等一部のものについては、運行記録の照会の対象とはしなかった。

そのため、これらは、乗車区間及び乗車時刻が判明しておらず、本件監査の段階では、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

c 上記a及びbのほか、本件監査において運行記録の確認の必要を認めたチケットのうち、個人タクシーが利用されていたものについては、確認作業に困難を伴うと考えられたため、運行記録の照会の対象とはしなかった。そのため、乗車区間及び乗車時刻が判明しないことから、本件監査においては、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

d タクシー会社に運行記録を照会したが、保存期間の経過により乗車区間及び乗車時刻の回答が得られなかったものについては、乗車区間及び乗車時刻が判明しないことから、本件監査において

は、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

e 本件監査において、タクシー会社に運行記録を照会したが、本件監査の期間中に回答が得られなかったものについては、乗車区間及び乗車時刻が判明しておらず、本件監査の段階では、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

f 本件監査の対象としたチケットの使用の中には、市役所以外の場所から乗車している事例で、使用者である対象職員から、当該乗車地近辺で関係者に対応するなどの業務に従事していた旨が申告されたものがあった。しかし、業務の内容、場所、同席者等については具体的な内容の申告がなされておらず、本件監査において、申告に係る業務が公務であること、又は公務に該当しないことのいずれの証拠も得ることができなかつたことから、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

なお、この点については、監査執行上、関係職員又は対象職員から、記憶にない等の理由により、業務内容の個別具体的な説明を得られなかったものであるところ、具体的な説明がなければ証拠が不十分であるとするのは妥当でないとして、関係職員又は対象職員から当該業務が公務であることの立証が得られない限り、これを公務とは認めないとする考え方もあると思われる。しかし、本件監査は、財務会計行為に係る違法不当事由の有無を判断するものであるから、適法であることの立証がない限り違法であると評価するのは、判断の方法として相当ではない。

g 本件監査の対象としたチケットの使用の中には、タクシーへの乗車時刻が当該対象職員の申告勤務終了時刻よりも早い時刻であるもの、及び乗車地、乗車時刻及び申告勤務終了時刻を勘案すると、勤務終了後短時間で乗車地まで移動したことになるため、申告勤務終了時刻の信頼性が低いと考えられるものがあった。このような事例では、申告勤務終了時刻は採用できず、実際の勤務終了時刻も判明しないため、本件監査においては、上記(ア)のいずれかに該当するかどうかを判断するための証拠が十分でない。

h 本件監査の対象としたチケットの使用のうち、番号511及び513については、券面が不記載であり、タクシー会社に対する運行記録の照会に対しては、使用者である対象職員の使用報告とは全く異なる乗車区間の回答があった。一方、当該区間を示して当該対象職員に説明を求めたところ、当該乗車区間には心当たりがない旨、及び当該チケットは間違いなく深夜帰宅のために使用している旨の申告があった。

監査委員としては、運行記録に係る乗車区間等が、当該対象職員の業務内容や自宅の所在地との関連が薄いこと、同一のタクシー会社が利用された事例であり、運行記録の誤謬の可能性を完全には否定し切れないこと等から、収集した証拠からでは、これが基準外使用であるかどうかを判定することはできなかつたため、基準外使用であると認めることはできない。

(ウ) 基準外使用であると認められないもの

- a 対象職員に係る最終発車時刻以後又はこれと非常に近接した時刻に、当該対象職員に係るパソコン動作記録（別表2のパソコン動作記録欄に時刻を記載）があるものは、基準外使用とは認めない。
- b 対象職員に係る最終発車時刻以後又はこれと非常に近接した時刻に、当該対象職員が自ら教育委員会総務課の執務室の鍵を庁舎の警備担当者に返却した記録（別表2の閉室時刻欄に記載）があるものは、基準外使用とは認めない。
- c 対象職員から、時間外勤務に従事している際の体調不良により当該対象職員に係る最終発車時刻以前にチケットを使用して帰宅した旨の申告があったもの（番号121, 200及び408）については、基準外使用とは認めない。
- d 対象職員から、要領第7条第1項第3号に基づく使用ではなく、業務上の必要に基づく移動のための使用である旨の申告があったものについては、基準外使用とは認めない。
- e 上記のほか、上記(ア)又は(イ)のいずれにも該当せず、各証拠の状況に矛盾等が認められないものは、基準外使用とは認めない。

エ 庸車料の支出の違法性及び損失の発生

本件監査の対象としたチケットの使用に係る監査委員の判断は上記ウ及び別表3のとおりであり、基準外使用と認められるチケットの使用による庸車料合計497,660円は、法第232条第1項の規定により市が支弁すべき経費に当たるとはいえないから、当該庸車料を市の予算から支出することは、同項に反し違法であると認められ、市には、当該庸車料に相当する額の損失が生じていると認められる。

オ 対象職員の責任

(ア) 使用者である対象職員の責任

上記ウ及び別表3において認定したところにより、対象職員b, c, d, e, f, g, i及びkについては、チケットの基準外使用による下表に掲げるタクシー料金の合計額に相当する金額について、法律上の原因なくこれを利得しているものと認められるから、民法第703条の規定により、市に対し、これを返還する義務があると認める。

対象職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
対象職員 b	6 件	16,140 円
対象職員 c	18 件	117,840 円
対象職員 d	5 件	5,810 円
対象職員 e	37 件	82,510 円
対象職員 f	6 件	14,060 円
対象職員 g	19 件	93,590 円
対象職員 i	24 件	165,750 円
対象職員 k	2 件	1,960 円
計	117 件	497,660 円

(イ) 対象職員 d の責任

- a 所属長は、使用報告書の確認者として、個々のチケットの使用状況を管理すべき立場にあると考えられるところ、要領の規定及び所属長として管理する所属職員の勤務状況に照らし、使用報告の内容が明らかに要領に定める基準に適合しないものであるにもかかわらず、これを看過し、漫然と当該使用による庸車料の支出のを行った場合は、これによって生じた損害について、法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定による賠償義務を負うものと解される。

そして、本件監査の対象としたチケットの使用についてこれを見ると、課長補佐級以下の職員の深夜帰宅に係る使用について、所属長として把握する勤務の終了時刻が当該職員に係る最終発車時刻に間に合う時刻である場合、又は使用報告書上市外出張時の使用であることが明らかな場合については、当該使用が基準外使用であることが明らかであるから、これを看過し、支出手続を行う場合には、これによって生じた損害について、上記の賠償義務を負うと解するのが相当である。しかし、上記以外の事由によって基準外使用と認めるべきものについては、これを看過し、支出手続を行う場合であっても、そのことにつき、必ずしも、法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定による賠償義務を負わなければならないほどの重大な過失が認められるとはいえない。

- b 以上を踏まえると、対象職員 d は、本件監査の対象としたチケットの使用のうち、教育委員会総務課の課長補佐級以下の対象職員に係る上記ウ(ア) a の事由による基準外使用の事案及び番号 338 の事案（市外出張時の使用であることが使用報告書上明らかにされている事案）について、法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定により、これによって生じた損害計 133,850 円を賠償する義務があると認める。

(2) 時間外勤務手当の支出について

ア 四条において業務に従事していたとされる部分に係る判断

本件請求において、請求人は、四条界限における深夜に及ぶ取材対応が、市の業務としてはあり得ない旨を主張する。しかし、単に時間帯及び場所という外形的事由のみから公務に該当するかどうかを判断するのが相当でないことは、上記(1)イ(ウ) bで述べたとおりであり、本件監査において、請求人が主張する各日において従事した業務の具体的内容に関する詳細な説明がなかったために、当該業務が公務であること又は公務に該当しないことのいずれの証拠も十分でないことについては、上記(1)ウ(イ) fにおいて述べたとおりである。

イ 教育委員会総務課執務室の閉室時刻以後にわたる時間外勤務に係る勤務実態の有無に係る判断

次に、教育委員会総務課執務室の閉室時刻以後にわたって時間外勤務命令がされている日についての判断は、次のとおりである。

(ア) 平成19年7月5日、同20年2月1日及び同月4日については、対象職員 i から、閉室時刻後の時間帯は教育委員会事務局総務部教職員人事課において同課課長との協議に従事していた旨の申告がされているところ、上記各日の同課執務室の閉室時刻は、いずれも、同日の対象職員 i に係る時間外勤務命令に係る従事時間の終了時刻以後であることが認められ、上記申告の内容を否定すべき証拠も見当たらないことから、上記各日の教育委員会総務課執務室の閉室時刻以後において、対象職員 i の勤務の実態がなかったとは認められない。

(イ) 平成19年12月4日については、対象職員 i から、閉室時刻後の時間帯は教育委員会事務局生涯学習部において同部社会教育課長との打合せに従事していた旨の申告がされているところ、同日の同部執務室の閉室時刻は、同日の対象職員 i に係る時間外勤務命令に係る従事時間の終了時刻以後であることが認められ、上記申告の内容を否定すべき証拠も見当たらないことから、同日の教育委員会総務課執務室の閉室時刻以後において、対象職員 i の勤務の実態がなかったとは認められない。

(ウ) 平成20年2月8日については、対象職員 i から、閉室時刻後の時間帯は教育委員会事務局体育健康教育室において大文字駅伝の担当者との打合せに従事していた旨の申告がされている。同日の同室執務室の閉室時刻は、入居するビルの警備記録が保存されていないため判明していない。

しかし、同日の対象職員 i によるチケットの使用状況によれば、対象職員 i は、平成20年2月9日午前0時20分ころに木屋町三条付近でタクシーに乗車したことが認められ、同室が入居するビル(寺

町御池付近) から乗車地付近までの所要時間(時速4キロメートルで約7分)を考慮すると、対象職員 i は、遅くとも同日午前0時10分までには時間外勤務を終了していたと見るべきであって、少なくとも、同時刻から時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻(同日午前1時30分)までの1時間20分間については、対象職員 i の勤務の実態がなかったと認めるのが相当である。

ウ 時間外勤務手当の計算の基礎とするべき時間数

対象職員 i に係る平成20年2月分の時間外勤務命令簿の記載によれば、同人に係る同月の時間外勤務の時間数は、40時間とされているところ、上記イ(ウ)の業務に従事していなかった時間数を減算すると、実際の時間数は、38時間40分となる。給与の支給額の計算の基礎となる時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算することとなるから(京都市職員給与条例施行細則第27条第7項)、対象職員 i に対する平成20年2月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給額は、多くても39時間を基礎として計算されるべきこととなる(ただし、平成20年2月8日の時間外勤務の終了時刻が同月9日午前0時より前であるとされた場合は、39時間を下回ることとなる。)

エ 時間外勤務手当の支出の違法性及び対象職員 i の責任

以上から、対象職員 i に係る平成20年2月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当のうち、平成20年2月8日の時間外勤務の従事時間中の少なくとも1時間の勤務に対する支給額(時間外勤務命令簿上は、100分の125の支給割合とされている。)の支出は、手当の支給の根拠を欠き、違法であると認められ、対象職員 i は、法律上の原因なくこれを利得しているものと認められるから、民法第703条の規定により、これを返還する義務があると認める。

オ 対象職員 d の責任

本件請求において、請求人は、上記の時間外勤務を命じ、その従事時間を確認した対象職員 d に対する損害賠償請求の措置を講じるよう求めるが、時間外勤務命令自体には違法性は認められず、平成20年2月8日について、対象職員 i の時間外勤務に係る勤務実態と異なる従事時間を確認したことにつき、対象職員 d に、賠償責任を負わせるべき過失があるとは認め難いから、請求人の上記主張は、採ることができない。

#### 第4 勧告

以上の判断により、本件請求には、一部理由があると認められるので、法第242条第4項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

##### 勧告

- 1 京都市タクシーチケット取扱要領第7条第1項に規定する基準に適合し

ないタクシーチケットの使用によって支出した庸車料計 497,660 円について、使用者である職員に対し、それぞれ返還を請求するなどの必要な措置を講じられたい。また、併せて、上記金額のうち 133,850 円について、平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課長であった職員に対し、賠償を請求するなどの必要な措置を講じられたい。

- 2 上記 1 のほか、本件監査において証拠が不十分であることを理由として上記基準に適合しないと認めなかったチケットの使用のうち、専ら乗車区間及び乗車時刻の調査に困難を伴うこと又は当該調査に対する回答が得られなかったことを理由とするもの以外のものについて、必要な事実関係を調査のうえ、本件監査における判断に照らし、必要な措置を講じられたい。
- 3 平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課企画広報係長であった職員に支給された平成 20 年 2 月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当のうち、平成 20 年 2 月 8 日の時間外勤務の従事時間中の少なくとも 1 時間の勤務に対する支給額に相当する金額について、当該職員に対し、その返還を請求するなどの必要な措置を講じられたい。
- 4 上記の措置は、平成 21 年 2 月 9 日までに講じられたい。

## 第 5 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長及び教育長に対し、次のとおり意見を提出する。

### 1 市長に対する意見

#### (1) 京都市タクシーチケット取扱要領の遵守の徹底について

本件監査においては、教育委員会事務局総務部総務課における京都市タクシーチケット取扱要領の運用について、課長級以上の職員を含む複数の職員に、タクシーチケットの使用時の券面の不記載、実際の使用状況と異なる内容の使用報告等の不適切な事務処理の事実が認められたうえ、これに対する所属長及び保管責任者の点検及び是正も行われないうまま、上記要領に違反する事務処理が継続的に行われていた事実が認められたところである。

ア タクシーチケットの適正な使用を確保する上記要領の趣旨を没却するような事務処理が行われないう、その遵守を厳しく徹底されたい。

イ 教育委員会事務局において上記のような不適正な事務処理が可能になった背景には、一部のタクシーチケットについて、使用済みのタクシーチケットの券面の記載による使用の実態の確認が行われていなかったことがあると考えられるので、今後、すべての使用済みのタクシーチケットの券面の確認を行う方法を検討されたい。

#### (2) 市外出張時のタクシーチケットの使用について

教育委員会事務局におけるタクシーチケットの使用については、本件監査の対象としたもの以外に、本来はタクシーチケットを使用することができない市外への出張に係る旅行の経路上において、タクシーケッ

トを使用して移動していると思われる事案が見受けられたので、調査のうえ、適切に措置されたい。

(3) 職員に対する通勤手当の支給について

本件監査において認定した事実によれば、監査の対象とした職員のうち1名につき、当該職員の通勤の実態と、通勤届に基づく通勤手当の支給状況が一致していないと見られる事案が認められたので、当該職員の通勤手段の実態を調査のうえ、適切に措置されたい。

2 教育長に対する意見

本件監査の過程において、監査の対象とした職員のうちの一部について、時間外勤務命令簿に記載された従事時間の終了時刻以前に帰宅のためのタクシーに乘車した記録があるもの及び時間外勤務命令簿に記載された従事時間の状況と職員本人による勤務状況の申告内容とが一致しないものが見受けられたので、調査のうえ、適切に措置されたい。

## 別表 1

## 1 京都交通信販(株)契約分

(単位：円)

請求月	会員番号04876-7		会員番号12705-3		会員番号25179-3	
	支出負担行為日	支出額	支出負担行為日	支出額	支出負担行為日	支出額
4月分	平成19年5月9日	21,870	平成19年5月9日	71,430		
5月分	平成19年7月4日	97,490	平成19年7月4日	182,810		
6月分	平成19年7月18日	134,340	平成19年7月18日	142,480		
7月分	平成19年8月27日	90,380	平成19年8月27日	130,670		
8月分	平成19年9月7日	152,490	平成19年9月7日	77,960		
9月分	平成19年9月27日	110,380	平成19年9月27日	90,720		
10月分	平成19年10月25日	72,070	平成19年10月25日	158,330	平成19年10月23日	1,870
11月分	平成19年12月7日	137,740	平成19年11月26日	111,690		
12月分	平成20年1月30日	121,550	平成20年1月30日	172,770		
1月分	平成20年2月8日	123,550	平成20年2月8日	146,190		
2月分	平成20年2月28日	62,370	平成20年2月28日	176,230		
3月分	平成20年3月24日	113,610	平成20年3月24日	57,610		
3月分	平成20年3月31日	146,100	平成20年3月31日	33,810		
合 計		1,383,940		1,552,700		1,870

注1 支出額は監査対象外のものを含む総額である。

2 会員番号25179-3は学校指導課，その他は教育委員会総務課の所管である。

## 2 オムロンクレジットサービス(株)契約分

(単位：円)

請求月	会員番号0503-4331-3		会員番号0503-4332-2		会員番号0503-4401-5	
	支出負担行為日	支出額	支出負担行為日	支出額	支出負担行為日	支出額
4月分	平成19年5月25日	79,920	平成19年5月25日	29,720	平成19年5月28日	224,410
5月分	平成19年7月4日	34,260	平成19年6月29日	36,360	平成19年7月2日	280,270
6月分	平成19年7月24日	19,070	平成19年7月24日	19,410	平成19年7月30日	214,740
7月分	平成19年8月28日	17,090	平成19年8月28日	32,160	平成19年8月27日	242,420
8月分	平成19年9月27日	12,590	平成19年9月27日	25,510	平成19年9月26日	162,950
9月分	平成19年10月25日	13,480	平成19年11月2日	24,470	平成19年10月29日	161,550
10月分	平成19年11月27日	37,330	平成19年11月27日	19,280	平成19年11月26日	189,130
11月分	平成20年1月30日	40,120	平成20年1月30日	29,500	平成20年1月7日	273,510
12月分	平成20年2月8日	31,850	平成20年2月8日	22,220	平成20年1月30日	142,420
1月分	平成20年2月28日	42,900	平成20年2月28日	8,190	平成20年2月28日	153,680
2月分	平成20年3月24日	40,880	平成20年3月24日	11,960	平成20年3月21日	188,560
3月分	平成20年3月31日	89,070	平成20年3月31日	49,260	平成20年3月31日	437,950
3月分	平成20年3月31日	3,960	平成20年3月31日	10,140		
合 計		462,520		318,180		2,671,590

注1 支出額は監査対象外のものを含む総額である。

2 会員番号0503-4401-5は学校指導課，その他は教育委員会総務課の所管である。

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室
1	対象職員 a	平成19年4月27日	金	820	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:35	
2	対象職員 a	平成19年5月11日	金	820	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:52	
3	対象職員 a	平成19年5月17日	木	950	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:55	
4	対象職員 a	平成19年5月23日	水	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					5:00	
5	対象職員 a	平成19年6月19日	火	880	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					0:45	
6	対象職員 a	平成19年6月21日	木	880	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:50	
7	対象職員 a	平成19年8月6日	月	880	市役所	(自宅所在地)	烏丸三条	猪熊出水					1:44	
8	対象職員 a	平成19年11月15日	木	1,040	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:38	
9	対象職員 a	平成19年12月4日	火	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					23:25	
10	対象職員 a	平成19年12月13日	木	870	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
11	対象職員 a	平成20年3月3日	月	1,040	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:40	
12	対象職員 a	平成20年3月17日	月	970	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
13	対象職員 b	平成19年4月25日	水	2,800	市役所	(自宅所在地)							0:10	
14	対象職員 b	平成19年5月1日	火	2,830	市役所	(自宅所在地)					22:00ころ		23:00	
15	対象職員 b	平成19年5月14日	月	2,640	市役所	(自宅所在地)							0:00	
16	対象職員 b	平成19年5月25日	金	2,720	市役所	(自宅所在地)							21:45	
17	対象職員 b	平成19年5月28日	月	3,200	市役所	(自宅所在地)							23:40	
18	対象職員 b	平成19年8月23日	木	2,900	市役所	(自宅所在地)					22:23		22:23	
19	対象職員 b	平成19年9月5日	水	3,200	市役所	(自宅所在地)							3:12	
20	対象職員 b	平成19年10月24日	水	2,800	市役所	(自宅所在地)							0:00	
21	対象職員 b	平成19年11月15日	木	3,200	市役所	(自宅所在地)							1:31	
22	対象職員 b	平成19年11月22日	木	2,880	市役所	(自宅所在地)					22:00ころ		22:00	
23	対象職員 b	平成19年12月17日	月	2,330	市役所	(自宅所在地)					22:00ころ		22:05	
24	対象職員 b	平成20年1月10日	木	2,400	市役所	(自宅所在地)							0:38	
25	対象職員 b	平成20年1月18日	金	2,720	市役所	(自宅所在地)							2:50	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況				
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室	
26	対象職員 b	平成20年2月12日	火	2,480	市役所	(自宅所在地)							23:00前後	23:00		自ら閉室
27	対象職員 b	平成20年3月3日	月	3,120	市役所	(自宅所在地)								0:50		
28	対象職員 c	平成19年4月10日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	四条京阪	(自宅所在地)					23:00過ぎ	4:38		
29	対象職員 c	平成19年4月13日	金	6,940	市役所	(自宅所在地)								1:58		
30	対象職員 c	平成19年4月18日	水	7,960	市役所	(自宅所在地)								2:00		
31	対象職員 c	平成19年4月20日	金	6,730	市役所	(自宅所在地)								0:05		
32	対象職員 c	平成19年4月25日	水	5,630	市役所	(自宅所在地)								3:00		
33	対象職員 c	平成19年5月1日	火	6,540	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)		0:35			23:00過ぎ	2:50		
34	対象職員 c	平成19年5月8日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)								3:00		
35	対象職員 c	平成19年5月21日	月	6,490	市役所	(自宅所在地)								0:20		
36	対象職員 c	平成19年5月23日	水	4,980	市役所	(自宅所在地)								5:00		
37	対象職員 c	平成19年5月28日	月	5,870	市役所	(自宅所在地)								1:15		
38	対象職員 c	平成19年6月1日	金	6,560	市役所	(自宅所在地)	大宅打明町 (山科)	(自宅所在地)		2:00			0:30ころ	22:05		
39	対象職員 c	平成19年6月4日	月	6,400	市役所	(自宅所在地)								3:00		
40	対象職員 c	平成19年6月11日	月	6,820	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)					23:00ころ	21:58		
41	対象職員 c	平成19年6月12日	火	5,500	市役所	(自宅所在地)								0:25		
42	対象職員 c	平成19年6月19日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町	(自宅所在地)						0:45		
43	対象職員 c	平成19年6月28日	木	7,340	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)					23:00過ぎ	0:50		
44	対象職員 c	平成19年7月4日	水	5,340	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)					0:00過ぎ	0:06		
45	対象職員 c	平成19年7月10日	火	7,550	市役所	(自宅所在地)	京都	(自宅所在地)						0:20		
46	対象職員 c	平成19年7月17日	火	6,560	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					23:30以後	21:45		
47	対象職員 c	平成19年7月25日	水	6,980	市役所	(自宅所在地)	七条大橋	(自宅所在地)					0:00過ぎ	23:50		
48	対象職員 c	平成19年7月26日	木	8,020	市役所	(自宅所在地)							23:40	23:40		
49	対象職員 c	平成19年8月7日	火	6,330	市役所	(自宅所在地)	縄手 富永	(自宅所在地)		1:10			23:15	23:15		
50	対象職員 c	平成19年8月10日	金	7,260	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)		0:15			23:03	23:03		

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
51	対象職員 c	平成19年8月17日	金	8,080	市役所	(自宅所在地)	木屋町蛸薬師	(自宅所在地)				23:30過ぎ	23:53	
52	対象職員 c	平成19年8月27日	月	5,500	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				1:00ころ	23:48	
53	対象職員 c	平成19年8月28日	火	6,880	市役所	(自宅所在地)	京都	(自宅所在地)					1:09	
54	対象職員 c	平成19年9月5日	水	5,140	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					4:42	
55	対象職員 c	平成19年9月7日	金	6,180	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					1:19	
56	対象職員 c	平成19年9月12日	水	8,000	市役所	(自宅所在地)	三条大橋	(自宅所在地)				0:00過ぎ	0:42	
57	対象職員 c	平成19年9月18日	火	6,710	市役所	(自宅所在地)	京阪三条	(自宅所在地)	1:55			23:42	23:42	
58	対象職員 c	平成19年9月19日	水	6,090	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:05	
59	対象職員 c	平成19年9月27日	木	6,700	市役所	(自宅所在地)	木屋町	(自宅所在地)				23:42	23:42	
60	対象職員 c	平成19年10月4日	木	6,800	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	0:50			23:00	23:00	
61	対象職員 c	平成19年10月5日	金	7,120	市役所	(自宅所在地)	四条木屋町	(自宅所在地)				23:00過ぎ	2:10	
62	対象職員 c	平成19年10月9日	火	7,210	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					1:20	
63	対象職員 c	平成19年10月11日	木	6,560	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					3:43	
64	対象職員 c	平成19年10月12日	金	6,270	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)				23:30ころ	22:13	
65	対象職員 c	平成19年10月15日	月	5,770	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				23:30ころ	0:02	
66	対象職員 c	平成19年10月19日	金	7,280	市役所	(自宅所在地)	四条花見小路	(自宅所在地)	1:25			0:30以後	0:05	
67	対象職員 c	平成19年10月26日	金	7,370	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:00	
68	対象職員 c	平成19年10月31日	水	7,960	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:15	
69	対象職員 c	平成19年11月7日	水	6,550	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)				0:00ころ	0:38	
70	対象職員 c	平成19年11月15日	木	6,440	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:38	
71	対象職員 c	平成19年11月16日	金	6,260	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)				23:30過ぎ	0:14	
72	対象職員 c	平成19年11月29日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:54	*
73	対象職員 c	平成19年12月4日	火	5,870	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	1:45			23:25	23:25	
74	対象職員 c	平成19年12月5日	水	6,930	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	1:45			23:15	23:15	
75	対象職員 c	平成19年12月6日	木	7,440	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)				0:00ころ	1:15	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
76	対象職員 c	平成19年12月11日	火	5,380	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:15	*
77	対象職員 c	平成19年12月12日	水	8,100	市役所	(自宅所在地)	蛸薬師木屋町	(自宅所在地)			23:30	ころ	1:24	
78	対象職員 c	平成19年12月25日	火	6,050	市役所	(自宅所在地)	川端団栗	(自宅所在地)	23:25				0:32	
79	対象職員 c	平成20年1月6日	日	7,550	市役所	(自宅所在地)	木屋町六角	(自宅所在地)	0:39				21:30	
80	対象職員 c	平成20年1月7日	月	5,710	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:15	
81	対象職員 c	平成20年1月15日	火	6,220	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:34	
82	対象職員 c	平成20年1月17日	木	5,600	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					1:20	
83	対象職員 c	平成20年1月22日	火	6,010	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:45	
84	対象職員 c	平成20年1月25日	金	7,120	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					1:34	
85	対象職員 c	平成20年2月5日	火	5,600	市役所	(自宅所在地)	三条河原町	(自宅所在地)	0:45			23:42	23:42	
86	対象職員 c	平成20年2月25日	月	8,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:26	
87	対象職員 c	平成20年2月28日	木	5,580	市役所	(自宅所在地)	四条柳馬場	(自宅所在地)			23:30	ころ	4:06	
88	対象職員 c	平成20年2月29日	金	5,700	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:09	
89	対象職員 c	平成20年3月3日	月	5,370	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					3:40	
90	対象職員 c	平成20年3月17日	月	5,990	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					3:00	
91	対象職員 c	平成20年3月19日	水	5,360	市役所	(自宅所在地)	木屋町蛸薬師	(自宅所在地)			23:00	過ぎ	通し	
92	対象職員 c	平成20年3月24日	月	5,840	市役所	(自宅所在地)	四条川端	(自宅所在地)			23:00	過ぎ	3:30	
93	対象職員 c	平成20年3月25日	火	5,700	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	1:45				2:43	
94	対象職員 c	平成20年3月26日	水	5,820	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					3:41	
95	対象職員 c	平成20年3月28日	金	6,090	市役所	(自宅所在地)	木屋町蛸薬師	(自宅所在地)			0:00	過ぎ	3:45	
96	対象職員 d	平成19年4月25日	水	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
97	対象職員 d	平成19年5月9日	水	1,200	市役所	(自宅所在地)	八条口	(自宅所在地)					2:15	
98	対象職員 d	平成19年5月23日	水	980	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)					5:00	
99	対象職員 d	平成19年8月3日	金	1,440	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)			22:30	ころ	1:29	
100	対象職員 d	平成19年8月29日	水	1,060	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:00	以後	22:43	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		パソコン 動作 記録	状況	
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻			申告勤務終了時刻
101	対象職員 d	平成19年9月5日	水	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所前	(自宅所在地)	4:45ころ				閉室時刻 4:42	自ら閉室
102	対象職員 d	平成19年9月11日	火	1,060	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:00	
103	対象職員 d	平成19年11月15日	木	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:38	
104	対象職員 d	平成19年11月22日	木	970	市役所	(自宅所在地)	市役所	都ホテル	16:50				23:58	
105	対象職員 d	平成19年11月22日	木	1,380	市役所	(自宅所在地)	石段下	(自宅所在地)			0:00前		23:58	
106	対象職員 d	平成19年11月29日	木	890	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:54	
107	対象職員 d	平成19年12月4日	火	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:25		23:25	
108	対象職員 d	平成19年12月7日	金	960	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:11	
109	対象職員 d	平成19年12月13日	木	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
110	対象職員 d	平成19年12月17日	月	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:21	
111	対象職員 d	平成19年12月18日	火	1,050	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:00	
112	対象職員 d	平成19年12月21日	金	950	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:49	
113	対象職員 d	平成19年12月26日	水	960	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:40	
114	対象職員 d	平成19年12月28日	金	1,130	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:30		22:33		22:33	
115	対象職員 d	平成20年1月7日	月	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:15	
116	対象職員 d	平成20年1月8日	火	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:48	
117	対象職員 d	平成20年1月10日	木	1,130	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:53	
118	対象職員 d	平成20年1月17日	木	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:20	
119	対象職員 d	平成20年1月18日	金	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:05	
120	対象職員 d	平成20年1月22日	火	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:45	
121	対象職員 d	平成20年1月24日	木	960	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	21:30		22:00ころ		23:49	
122	対象職員 d	平成20年2月28日	木	1,050	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					4:06	
123	対象職員 d	平成20年3月3日	月	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:40	
124	対象職員 d	平成20年3月4日	火	1,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:52	
125	対象職員 d	平成20年3月7日	金	1,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:18	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
126	対象職員 d	平成20年3月8日	土	960	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	21:50				21:41	
127	対象職員 d	平成20年3月10日	月	960	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:05	
128	対象職員 d	平成20年3月14日	金	1,070	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:15	
129	対象職員 d	平成20年3月17日	月	1,060	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
130	対象職員 e	平成19年4月2日	月	2,170	市役所	(自宅所在地)							0:32	
131	対象職員 e	平成19年4月5日	木	2,740	市役所	(自宅所在地)							4:25	
132	対象職員 e	平成19年4月9日	月	1,920	市役所	(自宅所在地)							2:50	
133	対象職員 e	平成19年4月10日	火	1,930	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					4:38	
134	対象職員 e	平成19年4月11日	水	3,040	市役所	(自宅所在地)							4:40	
135	対象職員 e	平成19年4月12日	木	2,240	市役所	(自宅所在地)							3:35	
136	対象職員 e	平成19年4月16日	月	2,180	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:25	
137	対象職員 e	平成19年4月17日	火	2,480	市役所	(自宅所在地)							2:55	
138	対象職員 e	平成19年4月18日	水	2,250	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)					2:00	
139	対象職員 e	平成19年4月20日	金	2,570	市役所	(自宅所在地)	石段下	(自宅所在地)			23:30ころ		0:05	
140	対象職員 e	平成19年4月24日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					1:05	
141	対象職員 e	平成19年4月25日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
142	対象職員 e	平成19年4月26日	木	2,410	市役所	(自宅所在地)	御池河原町	(自宅所在地)					2:45	
143	対象職員 e	平成19年4月27日	金	2,260	市役所	(自宅所在地)							1:35	
144	対象職員 e	平成19年5月2日	水	1,930	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					0:00	
145	対象職員 e	平成19年5月7日	月	2,340	市役所	(自宅所在地)							3:23	
146	対象職員 e	平成19年5月8日	火	2,100	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
147	対象職員 e	平成19年5月9日	水	2,170	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:15	
148	対象職員 e	平成19年5月11日	金	2,420	市役所	(自宅所在地)							1:52	
149	対象職員 e	平成19年5月16日	水	2,560	市役所	(自宅所在地)	上七軒	(自宅所在地)			22:00ころ		0:50	
150	対象職員 e	平成19年5月21日	月	2,480	市役所	(自宅所在地)							0:20	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室
151	対象職員 e	平成19年5月23日	水	1,610	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	21:05				5:00	
152	対象職員 e	平成19年5月25日	金	2,320	市役所	(自宅所在地)	ウエスティンホテル	(自宅所在地)					22:00ころ	23:55
153	対象職員 e	平成19年6月1日	金	2,660	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					22:05	
154	対象職員 e	平成19年6月5日	火	2,250	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					1:45	
155	対象職員 e	平成19年6月6日	水	2,810	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)	23:50ころ				1:30	
156	対象職員 e	平成19年6月7日	木	1,940	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:10	
157	対象職員 e	平成19年6月8日	金	2,400	市役所	(自宅所在地)	三条小橋	(自宅所在地)					23:35	
158	対象職員 e	平成19年6月19日	火	1,930	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					0:45	
159	対象職員 e	平成19年6月22日	金	1,940	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)					2:25	
160	対象職員 e	平成19年6月23日	土	4,500	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	判読不能				19:10	
161	対象職員 e	平成19年6月25日	月	2,510	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:40	
162	対象職員 e	平成19年6月27日	水	2,090	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:15				18:43	
163	対象職員 e	平成19年6月29日	金	2,090	市役所	(自宅所在地)	四条河原町	(自宅所在地)	2:45				23:30ころ	22:03
164	対象職員 e	平成19年7月6日	金	2,340	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					23:45	
165	対象職員 e	平成19年7月10日	火	2,480	市役所	(自宅所在地)	上七軒	(自宅所在地)					0:20	
166	対象職員 e	平成19年7月17日	火	2,180	市役所	(自宅所在地)	三条木屋町	(自宅所在地)	0:00				23:30以後	21:45
167	対象職員 e	平成19年7月18日	水	2,090	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:04	
168	対象職員 e	平成19年7月24日	火	2,260	市役所	(自宅所在地)	御池木屋町	(自宅所在地)					0:18	
169	対象職員 e	平成19年7月27日	金	2,320	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					23:35	
170	対象職員 e	平成19年8月1日	水	1,930	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)					2:42	
171	対象職員 e	平成19年8月2日	木	1,920	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	13:25				21:37	
172	対象職員 e	平成19年8月3日	金	2,400	市役所	(自宅所在地)	三条木屋町	(自宅所在地)					22:30ころ	1:29
173	対象職員 e	平成19年8月4日	土	2,880	市役所	(自宅所在地)	わら天神下る	(自宅所在地)	5:00前後				23:00以後	18:25
174	対象職員 e	平成19年8月6日	月	2,260	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					1:44	
175	対象職員 e	平成19年8月7日	火	2,330	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	1:05				23:15	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
176	対象職員 e	平成19年8月20日	月	2,020	市役所	(自宅所在地)							23:55	
177	対象職員 e	平成19年8月21日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					0:00	
178	対象職員 e	平成19年8月22日	水	2,720	市役所	(自宅所在地)	河原町三条タクシー乗り場	(自宅所在地)	0:20				23:30以後	
179	対象職員 e	平成19年8月23日	木	2,170	市役所	(自宅所在地)	河原町丸太町	(自宅所在地)					23:30	
180	対象職員 e	平成19年8月27日	月	2,430	市役所	(自宅所在地)							23:48	
181	対象職員 e	平成19年8月28日	火	3,140	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:09	
182	対象職員 e	平成19年8月31日	金	1,450	市役所	(自宅所在地)	烏丸紫明	(自宅所在地)	1:03				1:15	
183	対象職員 e	平成19年9月4日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:10				22:58	
184	対象職員 e	平成19年9月5日	水	3,210	市役所	(自宅所在地)	ウエスティンホテル	市役所					4:42	
185	対象職員 e	平成19年9月6日	木	1,940	市役所	(自宅所在地)							0:00	*
186	対象職員 e	平成19年9月7日	金	1,700	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	22:30				1:19	
187	対象職員 e	平成19年9月11日	火	2,420	市役所	(自宅所在地)							1:00	
188	対象職員 e	平成19年9月13日	木	2,180	市役所	(自宅所在地)	三条木屋町	(自宅所在地)					23:00ころ	
189	対象職員 e	平成19年9月14日	金	1,940	市役所	(自宅所在地)	四条河原町	(自宅所在地)					23:00ころ	
190	対象職員 e	平成19年9月18日	火	2,260	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					23:42	
191	対象職員 e	平成19年9月19日	水	2,160	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:05	
192	対象職員 e	平成19年9月21日	金	2,180	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)					0:39	
193	対象職員 e	平成19年9月26日	水	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					23:56	
194	対象職員 e	平成19年9月27日	木	2,720	市役所	(自宅所在地)							23:42	
195	対象職員 e	平成19年9月28日	金	2,560	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)					23:26	
196	対象職員 e	平成19年10月1日	月	1,860	市役所	(自宅所在地)	河原町丸太町	(自宅所在地)					23:00ころ	
197	対象職員 e	平成19年10月3日	水	2,880	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)					0:50	
198	対象職員 e	平成19年10月4日	木	2,490	市役所	(自宅所在地)	京都駅前	(自宅所在地)					22:30以後	
199	対象職員 e	平成19年10月11日	木	1,930	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					23:00	
200	対象職員 e	平成19年10月12日	金	1,690	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	22:20				22:13	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
201	対象職員 e	平成19年10月15日	月	1,940	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)					0:02	
202	対象職員 e	平成19年10月16日	火	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:33	
203	対象職員 e	平成19年10月17日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)				23:30ころ	0:15	
204	対象職員 e	平成19年10月18日	木	2,490	市役所	(自宅所在地)	六角河原町	(自宅所在地)				23:00ころ	0:20	
205	対象職員 e	平成19年10月19日	金	2,260	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:05	
206	対象職員 e	平成19年10月20日	土	2,730	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:05			22:00ころ	17:55	
207	対象職員 e	平成19年10月23日	火	1,620	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	22:30				2:55	
208	対象職員 e	平成19年10月25日	木	2,420	市役所	(自宅所在地)	烏丸御池	(自宅所在地)				23:30ころ	1:25	
209	対象職員 e	平成19年10月26日	金	1,930	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:00	*
210	対象職員 e	平成19年10月29日	月	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:30	
211	対象職員 e	平成19年10月30日	火	2,800	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)				0:00ころ	0:23	
212	対象職員 e	平成19年10月31日	水	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:15	
213	対象職員 e	平成19年11月1日	木	2,240	市役所	(自宅所在地)	御池木屋町	(自宅所在地)				23:30ころ	2:01	
214	対象職員 e	平成19年11月5日	月	2,020	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:30ころ	0:08	
215	対象職員 e	平成19年11月8日	木	3,040	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:15			23:00以後	22:03	
216	対象職員 e	平成19年11月12日	月	2,740	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:47	
217	対象職員 e	平成19年11月13日	火	2,320	市役所	(自宅所在地)	嵐山中ノ島	(自宅所在地)	20:15				23:00	
218	対象職員 e	平成19年11月14日	水	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:30	*
219	対象職員 e	平成19年11月15日	木	1,940	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					2:38	
220	対象職員 e	平成19年11月16日	金	2,660	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)				23:30ころ	0:14	
221	対象職員 e	平成19年11月17日	土	2,150	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)				22:00	22:00	
222	対象職員 e	平成19年11月19日	月	2,720	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					0:03	
223	対象職員 e	平成19年11月20日	火	2,100	市役所	(自宅所在地)		(自宅所在地)					0:55	
224	対象職員 e	平成19年11月21日	水	2,080	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:00	*
225	対象職員 e	平成19年11月22日	木	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					23:58	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
226	対象職員 e	平成19年11月26日	月	2,740	市役所	(自宅所在地)	四条縄手	(自宅所在地)	0:20				2:25	
227	対象職員 e	平成19年11月28日	水	2,740	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					0:45	
228	対象職員 e	平成19年12月3日	月	1,930	市役所	(自宅所在地)							2:30	*
229	対象職員 e	平成19年12月4日	火	2,810	市役所	(自宅所在地)							23:25	
230	対象職員 e	平成19年12月5日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	東山東春日	(自宅所在地)	21:10				23:15	
231	対象職員 e	平成19年12月6日	木	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:15	
232	対象職員 e	平成19年12月13日	木	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	*
233	対象職員 e	平成19年12月14日	金	2,480	市役所	(自宅所在地)	新町錦	(自宅所在地)	22:20				20:40	
234	対象職員 e	平成19年12月16日	日	1,610	市役所	(自宅所在地)							22:00以後	
235	対象職員 e	平成19年12月17日	月	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:21	
236	対象職員 e	平成19年12月18日	火	2,410	市役所	(自宅所在地)							0:00	
237	対象職員 e	平成19年12月19日	水	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					2:50	
238	対象職員 e	平成19年12月20日	木	2,490	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)	0:35				1:55	
239	対象職員 e	平成19年12月21日	金	2,810	市役所	(自宅所在地)							3:49	
240	対象職員 e	平成19年12月23日	日	2,800	市役所	(自宅所在地)	四条大宮	(自宅所在地)				22:15	22:15	
241	対象職員 e	平成19年12月25日	火	1,850	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					0:32	
242	対象職員 e	平成19年12月26日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:40	
243	対象職員 e	平成19年12月27日	木	2,020	市役所	(自宅所在地)							23:46	
244	対象職員 e	平成19年12月28日	金	2,580	市役所	(自宅所在地)	四条大宮	(自宅所在地)				22:33	22:33	
245	対象職員 e	平成19年12月29日	土	1,850	市役所	(自宅所在地)	烏丸御池	(自宅所在地)					23:36	
246	対象職員 e	平成20年1月2日	水	2,180	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					1:10	*
247	対象職員 e	平成20年1月3日	木	2,080	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	22:50				21:52	
248	対象職員 e	平成20年1月4日	金	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					0:12	
249	対象職員 e	平成20年1月6日	日	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:36				21:30	*
250	対象職員 e	平成20年1月7日	月	2,020	市役所	(自宅所在地)							2:15	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室
251	対象職員 e	平成20年1月8日	火	2,950	市役所	(自宅所在地)	三条河原町	(自宅所在地)					0:48	*
252	対象職員 e	平成20年1月9日	水	3,060	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)					1:40	
253	対象職員 e	平成20年1月10日	木	1,690	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	20:20				0:53	
254	対象職員 e	平成20年1月15日	火	2,160	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:34	*
255	対象職員 e	平成20年1月16日	水	1,920	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:31	
256	対象職員 e	平成20年1月17日	木	2,980	市役所	(自宅所在地)							1:20	
257	対象職員 e	平成20年1月18日	金	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:05	
258	対象職員 e	平成20年1月21日	月	2,100	市役所	(自宅所在地)							0:55	
259	対象職員 e	平成20年1月22日	火	3,280	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:45	
260	対象職員 e	平成20年1月23日	水	3,760	市役所	(自宅所在地)							0:05	
261	対象職員 e	平成20年1月24日	木	2,010	市役所	(自宅所在地)							23:49	
262	対象職員 e	平成20年1月25日	金	2,510	市役所	(自宅所在地)							1:34	
263	対象職員 e	平成20年1月28日	月	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:10	
264	対象職員 e	平成20年1月29日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)							1:58	
265	対象職員 e	平成20年1月30日	水	2,480	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:40	
266	対象職員 e	平成20年1月31日	木	1,940	市役所	(自宅所在地)	川端二条	(自宅所在地)			23:00ころ		1:37	
267	対象職員 e	平成20年2月1日	金	4,890	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)	2:40		1:00以後		22:35	
268	対象職員 e	平成20年2月8日	金	1,920	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	21:55		22:55		22:55	
269	対象職員 e	平成20年2月9日	土	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	1:18		0:00ころ		19:18	
270	対象職員 e	平成20年2月12日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)							1:57	
271	対象職員 e	平成20年2月13日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:25	
272	対象職員 e	平成20年2月14日	木	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:14	
273	対象職員 e	平成20年2月15日	金	2,480	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:15	
274	対象職員 e	平成20年2月22日	金	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町姉小路	(自宅所在地)	2:37				1:15	*
275	対象職員 e	平成20年2月25日	月	2,020	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)					0:26	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
276	対象職員 e	平成20年2月26日	火	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					1:51	
277	対象職員 e	平成20年2月27日	水	1,770	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	22:00				23:59	
278	対象職員 e	平成20年2月28日	木	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)		23:00ころ			4:06	
279	対象職員 e	平成20年2月29日	金	2,090	市役所	(自宅所在地)							0:09	
280	対象職員 e	平成20年3月2日	日	2,660	市役所	(自宅所在地)	四条大宮	(自宅所在地)	22:50				20:46	
281	対象職員 e	平成20年3月3日	月	2,320	市役所	(自宅所在地)							3:40	
282	対象職員 e	平成20年3月4日	火	1,930	市役所	(自宅所在地)							0:52	
283	対象職員 e	平成20年3月10日	月	2,000	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:05	
284	対象職員 e	平成20年3月11日	火	2,320	市役所	(自宅所在地)							2:06	
285	対象職員 e	平成20年3月12日	水	2,240	市役所	(自宅所在地)							3:05	
286	対象職員 e	平成20年3月14日	金	2,820	市役所	(自宅所在地)							1:15	
287	対象職員 e	平成20年3月17日	月	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
288	対象職員 e	平成20年3月18日	火	2,240	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	3:30				4:12	
289	対象職員 e	平成20年3月23日	日	2,020	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)					0:13	*
290	対象職員 e	平成20年3月24日	月	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:30	
291	対象職員 e	平成20年3月25日	火	1,930	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:43	
292	対象職員 e	平成20年3月26日	水	2,400	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:41	
293	対象職員 e	平成20年3月27日	木	2,010	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)		1:00ころ			3:59	
294	対象職員 e	平成20年3月28日	金	2,160	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)					3:45	
295	対象職員 f	平成19年5月11日	金	2,880	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					1:52	
296	対象職員 f	平成19年5月23日	水	2,080	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	5:20				5:00	
297	対象職員 f	平成19年9月5日	水	2,180	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	4:44				4:42	
298	対象職員 f	平成19年11月12日	月	2,640	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					0:47	
299	対象職員 f	平成19年12月13日	木	2,810	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:00	
300	対象職員 f	平成19年12月14日	金	2,480	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:50				20:40	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
301	対象職員 f	平成19年12月18日	火	2,260	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	22:55			0:00	0:00	
302	対象職員 f	平成19年12月21日	金	2,500	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:49	
303	対象職員 f	平成20年1月7日	月	2,810	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:15	
304	対象職員 f	平成20年1月8日	火	2,260	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:25				0:48	
305	対象職員 f	平成20年1月10日	木	2,240	市役所	(自宅所在地)	京都市役所	(自宅所在地)	0:08				0:53	
306	対象職員 f	平成20年1月11日	金	2,260	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	23:40			0:00	0:00	
307	対象職員 f	平成20年1月18日	金	2,560	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:05			0:05	0:05	
308	対象職員 f	平成20年3月3日	月	2,560	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					3:40	
309	対象職員 f	平成20年3月10日	月	2,480	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)					2:05	
310	対象職員 g	平成19年4月5日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)				0:35		0:35	4:25	
311	対象職員 g	平成19年4月6日	金	4,660	市役所	(自宅所在地)	四条大宮	(自宅所在地)				23:35	2:50	
312	対象職員 g	平成19年4月9日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:13				2:50	
313	対象職員 g	平成19年4月11日	水	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:15			23:35	4:40	
314	対象職員 g	平成19年4月12日	木	4,890	市役所	(自宅所在地)				0:05		0:05	3:35	
315	対象職員 g	平成19年4月13日	金	4,490	市役所	(自宅所在地)						0:05	1:58	
316	対象職員 g	平成19年4月18日	水	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:05			0:05	2:00	
317	対象職員 g	平成19年4月19日	木	4,970	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:55			23:35	1:30	
318	対象職員 g	平成19年4月20日	金	4,960	市役所	(自宅所在地)	河原町五条	(自宅所在地)				23:35	0:05	
319	対象職員 g	平成19年4月23日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)				22:35		0:35	1:00	*
320	対象職員 g	平成19年4月24日	火	5,460	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				0:05	1:05	
321	対象職員 g	平成19年4月25日	水	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:35			0:05	3:00	
322	対象職員 g	平成19年4月27日	金	4,820	市役所	(自宅所在地)	河原町松原	(自宅所在地)				0:05	1:35	
323	対象職員 g	平成19年5月7日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		3:05		3:05	3:23	*
324	対象職員 g	平成19年5月8日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	1:00			23:35	3:00	
325	対象職員 g	平成19年5月11日	金	4,810	市役所	(自宅所在地)	河原町姉小路	(自宅所在地)	4:38			0:35	1:52	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
326	対象職員 g	平成19年5月14日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町	(自宅所在地)				23:35	3:05	
327	対象職員 g	平成19年5月15日	火	4,740	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	1:05			23:35	1:15	
328	対象職員 g	平成19年5月16日	水	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	0:20			0:35	0:50	
329	対象職員 g	平成19年5月17日	木	4,890	市役所	(自宅所在地)	市役所前	(自宅所在地)		22:05		0:35	0:55	*
330	対象職員 g	平成19年5月22日	火	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:20			0:05	1:15	
331	対象職員 g	平成19年5月24日	木	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:40			23:35	2:35	
332	対象職員 g	平成19年5月25日	金	4,570	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:35	23:55	*
333	対象職員 g	平成19年6月1日	金	4,980	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)	4:35			23:05	22:05	
334	対象職員 g	平成19年6月5日	火	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:15			23:35	1:45	
335	対象職員 g	平成19年6月6日	水	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)				1:05	1:30	
336	対象職員 g	平成19年6月7日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:35	0:10	
337	対象職員 g	平成19年6月8日	金	5,280	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:35	23:35	*
338	対象職員 g	平成19年6月11日	月	4,480	京都駅	(自宅所在地)	京都駅八条口	(自宅所在地)	23:20				21:58	
339	対象職員 g	平成19年6月12日	火	5,680	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:35	0:25	
340	対象職員 g	平成19年6月14日	木	5,710	市役所	(自宅所在地)	第二日赤	市役所				23:35	23:50	
341	対象職員 g	平成19年6月18日	月	4,730	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)				23:35	23:35	*
342	対象職員 g	平成19年6月26日	火	4,970	市役所	(自宅所在地)	御池河原町	(自宅所在地)	23:30			23:35	0:10	
343	対象職員 g	平成19年6月28日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				23:35	0:50	
344	対象職員 g	平成19年7月2日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)						0:05	0:10	*
345	対象職員 g	平成19年7月3日	火	4,820	市役所	(自宅所在地)	花見小路	(自宅所在地)				0:05	0:25	
346	対象職員 g	平成19年7月9日	月	4,890	市役所	(自宅所在地)						2:35	2:42	*
347	対象職員 g	平成19年7月12日	木	5,520	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)	1:20			0:35	2:45	
348	対象職員 g	平成19年7月18日	水	5,000	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:20			23:35	2:04	
349	対象職員 g	平成19年7月20日	金	4,730	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)				23:35	2:05	
350	対象職員 g	平成19年8月7日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:25			23:05	23:15	*

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
351	対象職員 g	平成19年8月10日	金	5,200	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	1:10		22:35		23:03	*
352	対象職員 g	平成19年8月16日	木	5,140	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35		23:50	*
353	対象職員 g	平成19年8月17日	金	5,540	市役所	(自宅所在地)					23:35		23:53	*
354	対象職員 g	平成19年8月21日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:00		23:35		0:00	
355	対象職員 g	平成19年8月23日	木	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:30		23:05		23:30	*
356	対象職員 g	平成19年8月27日	月	4,650	市役所	(自宅所在地)	四条川端	(自宅所在地)	0:20		23:35		23:48	
357	対象職員 g	平成19年8月28日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	市役所前	(自宅所在地)	0:20		23:05		1:09	
358	対象職員 g	平成19年8月31日	金	5,770	市役所	(自宅所在地)	四条河原町下る南大門前	(自宅所在地)	3:10		23:35		1:15	
359	対象職員 g	平成19年9月7日	金	4,970	市役所	(自宅所在地)	三条河原町	(自宅所在地)			22:05		1:19	*
360	対象職員 g	平成19年9月10日	月	4,810	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	1:30		0:35		1:26	
361	対象職員 g	平成19年9月11日	火	4,730	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)	2:20		23:35		1:00	
362	対象職員 g	平成19年9月14日	金	4,330	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			20:05		0:48	
363	対象職員 g	平成19年9月18日	火	4,970	市役所	(自宅所在地)					23:35		23:42	*
364	対象職員 g	平成19年9月25日	火	4,730	市役所	(自宅所在地)	河原町BALビル	(自宅所在地)	0:13		23:35		2:13	
365	対象職員 g	平成19年10月1日	月	4,970	市役所	(自宅所在地)					1:05		1:07	*
366	対象職員 g	平成19年10月3日	水	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)			0:05		0:50	*
367	対象職員 g	平成19年10月9日	火	4,250	市役所	(自宅所在地)	四条大宮	(自宅所在地)	0:25		23:35		1:20	
368	対象職員 g	平成19年10月10日	水	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:15		23:35		0:13	
369	対象職員 g	平成19年10月18日	木	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	1:35		23:35		0:20	
370	対象職員 g	平成19年10月23日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	四条花見小路	(自宅所在地)					2:55	
371	対象職員 g	平成19年10月25日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:30		21:35		1:25	
372	対象職員 g	平成19年10月29日	月	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:40		23:35		1:30	
373	対象職員 g	平成19年10月30日	火	5,140	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:35		23:35		0:23	
374	対象職員 g	平成19年11月1日	木	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			23:35		2:01	
375	対象職員 g	平成19年11月6日	火	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:05		23:35		23:55	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況	
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
376	対象職員 g	平成19年11月7日	水	5,190	市役所	(自宅所在地)	四条河原町	(自宅所在地)			23:35		0:38
377	対象職員 g	平成19年11月9日	金	4,650	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			23:35		2:21
378	対象職員 g	平成19年11月12日	月	5,760	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			0:05		0:47
379	対象職員 g	平成19年11月16日	金	5,140	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	1:45		23:35		0:14
380	対象職員 g	平成19年11月19日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町姉小路	(自宅所在地)			23:35		0:03 *
381	対象職員 g	平成19年11月20日	火	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:55		0:05		0:55
382	対象職員 g	平成19年11月22日	木	4,900	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)			23:35		23:58 *
383	対象職員 g	平成19年11月24日	土	5,460	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)			23:30		23:55
384	対象職員 g	平成19年11月27日	火	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:20		0:05		0:46
385	対象職員 g	平成19年11月29日	木	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:40		23:35		2:54
386	対象職員 g	平成19年12月3日	月	4,970	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			2:05	23:42	2:30
387	対象職員 g	平成19年12月4日	火	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	1:10		23:05	22:15	23:25
388	対象職員 g	平成19年12月6日	木	4,890	市役所	(自宅所在地)					23:35	17:38	1:15 *
389	対象職員 g	平成19年12月13日	木	4,560	市役所	(自宅所在地)	八条口	(自宅所在地)	23:20				3:00
390	対象職員 g	平成19年12月14日	金	5,300	市役所	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)			0:05	22:32	20:40
391	対象職員 g	平成19年12月17日	月	5,310	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:28		23:35	23:11	2:21
392	対象職員 g	平成19年12月21日	金	4,480	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	1:40		23:35	23:32	3:49
393	対象職員 g	平成19年12月25日	火	4,810	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			0:05	22:38	0:32 *
394	対象職員 g	平成19年12月28日	金	5,220	市役所	(自宅所在地)					22:05	21:55	22:33 *
395	対象職員 g	平成20年1月8日	火	5,430	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:30	17:06	0:48
396	対象職員 g	平成20年1月9日	水	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:50		0:00	19:53	1:40
397	対象職員 g	平成20年1月10日	木	5,310	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:55		0:00	21:14	0:53
398	対象職員 g	平成20年1月11日	金	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)			0:00	22:23	0:00
399	対象職員 g	平成20年1月15日	火	4,890	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			0:00	23:50	2:34
400	対象職員 g	平成20年1月17日	木	5,200	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:00		0:00	21:05	1:20

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
401	対象職員 g	平成20年1月18日	金	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)			0:00	23:49	0:05	
402	対象職員 g	平成20年1月21日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:40		0:00	22:40	0:55	
403	対象職員 g	平成20年1月25日	金	4,730	市役所	(自宅所在地)					1:30	22:42	1:34	*
404	対象職員 g	平成20年1月30日	水	5,000	市役所	(自宅所在地)	下丸屋町	(自宅所在地)			0:30		0:40	*
405	対象職員 g	平成20年2月21日	木	5,140	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)		1:00	1:00	23:26	1:19	
406	対象職員 g	平成20年3月6日	木	4,650	市役所	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	1:00	22:00	23:30	23:17	3:31	
407	対象職員 g	平成20年3月7日	金	4,820	市役所	(自宅所在地)					23:30	22:33	0:18	
408	対象職員 g	平成20年3月10日	月	4,340	市役所	(自宅所在地)	西洞院御池	(自宅所在地)			21:00前後	13:51	2:05	
409	対象職員 g	平成20年3月13日	木	4,970	市役所	(自宅所在地)	河原町姉小路	(自宅所在地)		22:00	23:30	23:50	3:22	
410	対象職員 g	平成20年3月17日	月	5,000	市役所	(自宅所在地)				22:00	23:30	23:44	3:00	
411	対象職員 g	平成20年3月18日	火	4,890	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)	0:40	22:00	23:30	22:45	4:12	
412	対象職員 g	平成20年3月20日	木	4,570	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			0:00	23:05	記録なし	
413	対象職員 g	平成20年3月24日	月	4,890	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:30	22:37	3:30	
414	対象職員 g	平成20年3月29日	土	4,650	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)	2:25		0:30	21:27	0:45	*
415	対象職員 g	平成20年3月30日	日	4,650	市役所	(自宅所在地)					22:50	21:07	22:55	
416	対象職員 g	平成20年3月31日	月	4,820	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)	0:20	22:00	0:00		0:57	
417	対象職員 h	平成20年1月9日	水	2,000	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		0:00	1:00	19:03	1:40	
418	対象職員 h	平成20年1月15日	火	1,530	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		23:30	1:00	23:47	2:34	
419	対象職員 h	平成20年1月21日	月	1,530	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		23:30	0:00	23:16	0:55	
420	対象職員 h	平成20年1月29日	火	1,530	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	1:10	22:00	0:00	19:29	1:58	
421	対象職員 h	平成20年1月31日	木	1,760	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:00	22:00	23:30	21:58	1:37	
422	対象職員 h	平成20年2月5日	火	1,770	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		0:00	0:00	19:49	23:42	
423	対象職員 h	平成20年2月7日	木	2,880	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		23:30	23:30	19:03	23:45	
424	対象職員 h	平成20年2月12日	火	1,760	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		23:30	1:30	19:18	1:57	*
425	対象職員 h	平成20年2月19日	火	2,320	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(職員自宅所在地)	1:45	22:00	1:30	19:48	1:52	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況			
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室
426	対象職員 h	平成20年2月20日	水	2,320	市役所	(自宅所在地)	市役所	(職員自宅所在地)	0:40		19:30	0:30	23:44	0:36	*
427	対象職員 h	平成20年2月25日	月	1,770	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:35			0:00	20:18	0:26	*
428	対象職員 h	平成20年2月26日	火	1,680	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	1:50			1:30		1:51	
429	対象職員 h	平成20年2月27日	水	1,680	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:00			0:00	23:47	23:59	
430	対象職員 h	平成20年2月28日	木	1,680	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	2:33			2:00	22:48	4:06	
431	対象職員 h	平成20年2月29日	金	1,760	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:15			0:00	23:42	0:09	
432	対象職員 i	平成19年4月11日	水	7,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35	0:05		4:40	
433	対象職員 i	平成19年4月17日	火	7,100	市役所	(自宅所在地)					23:35	0:35		2:55	
434	対象職員 i	平成19年4月23日	月	5,620	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35	23:35		1:00	
435	対象職員 i	平成19年4月24日	火	9,040	四条	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				0:35		1:05	
436	対象職員 i	平成19年4月27日	金	6,210	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)	0:30			0:35		1:35	
437	対象職員 i	平成19年5月1日	火	6,270	市役所	(自宅所在地)	木屋町御池	(自宅所在地)			0:05	0:05		2:50	
438	対象職員 i	平成19年5月8日	火	6,330	御幸町御池	(自宅所在地)	御池寺町	(自宅所在地)			1:05	3:05		3:00	
439	対象職員 i	平成19年5月12日	土	6,880	烏丸北大路	(自宅所在地)	北大路駅	(自宅所在地)	22:45		23:30	0:00		20:35	
440	対象職員 i	平成19年5月25日	金	8,650	市役所	(自宅所在地)	四条	(自宅所在地)				23:35		23:55	
441	対象職員 i	平成19年6月6日	水	3,440	四条	(自宅所在地)	四条繩手	(職員自宅所在地)	1:00		23:35	0:05		1:30	
442	対象職員 i	平成19年6月6日	水	5,000	四条	(自宅所在地)	四条繩手	(自宅所在地)	1:00		23:35	0:05		1:30	
443	対象職員 i	平成19年6月6日	水	3,890	市役所	総C～シブルグ H～市役所	四条繩手	(自宅所在地)	1:00		23:35	0:05		1:30	
444	対象職員 i	平成19年6月12日	火	7,210	四条	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)	0:45		23:35	0:05		0:25	
445	対象職員 i	平成19年6月15日	金	6,310	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)	23:05			23:35		0:00	
446	対象職員 i	平成19年6月18日	月	5,860	四条	(自宅所在地)	祇園	(自宅所在地)				23:35		23:35	
447	対象職員 i	平成19年6月22日	金	7,920	四条	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	23:30			0:35		2:25	
448	対象職員 i	平成19年6月27日	水	7,220	四条	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)				0:05		18:43	
449	対象職員 i	平成19年7月2日	月	6,330	四条烏丸	(自宅所在地)					23:05	0:35		0:10	
450	対象職員 i	平成19年7月4日	水	6,970	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)	1:20		23:05	0:05		0:06	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況		
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻
451	対象職員 i	平成19年7月6日	金	8,640	京都駅	(自宅所在地)	八条口	(自宅所在地)	0:50		23:05	23:35	23:45	
452	対象職員 i	平成19年7月10日	火	7,000	四条	(自宅所在地)	四条切通	(自宅所在地)	0:45			0:05	0:20	
453	対象職員 i	平成19年7月27日	金	7,600	御池	(自宅所在地)	四条西小路	(自宅所在地)	21:15			23:35	23:35	
454	対象職員 i	平成19年8月10日	金	7,420	九条	(自宅所在地)	東寺	(自宅所在地)			23:05	23:05	23:03	
455	対象職員 i	平成19年9月11日	火	6,000	市役所	(自宅所在地)	川端三条	(自宅所在地)			0:35	0:35	1:00	
456	対象職員 i	平成19年9月19日	水	6,100	市役所	(自宅所在地)	繩手四条	(自宅所在地)	23:50			23:00ころ	2:05	
457	対象職員 i	平成19年9月20日	木	5,860	千本三条	(自宅所在地)	山科駅	(自宅所在地)	23:30			0:05	20:55	
458	対象職員 i	平成19年9月26日	水	7,120	市役所	(自宅所在地)	大宮五条	(自宅所在地)	21:12			23:35	23:56	
459	対象職員 i	平成19年9月27日	木	6,090	市役所	(自宅所在地)	三条河原町	(自宅所在地)	23:10			23:35	23:42	
460	対象職員 i	平成19年9月28日	金	7,230	四条	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:48			0:05	23:26	
461	対象職員 i	平成19年10月3日	水	8,170	四条	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	1:14		0:05	0:05	0:50	
462	対象職員 i	平成19年10月9日	火	8,320	御池	(自宅所在地)	京都全日空ホテル	(自宅所在地)	0:20ころ		23:35	0:05	1:20	
463	対象職員 i	平成19年10月11日	木	8,560	四条	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	0:25		23:35	0:35	3:43	
464	対象職員 i	平成19年11月1日	木	6,160	市役所	(自宅所在地)	千本三条	(自宅所在地)			23:35	23:35	2:01	
465	対象職員 i	平成19年11月6日	火	8,080	四条	(自宅所在地)	四条先斗町	(自宅所在地)	0:04		23:35	23:35	23:55	
466	対象職員 i	平成19年11月8日	木	6,810	四条	(自宅所在地)					0:05	0:05	22:03	
467	対象職員 i	平成19年11月21日	水	6,100	市役所	(自宅所在地)	判読不能	(自宅所在地)				0:05	1:00	
468	対象職員 i	平成19年11月22日	木	8,890	市役所	(自宅所在地)	御池木屋町	(自宅所在地)				23:35	23:58	
469	対象職員 i	平成19年11月27日	火	6,080	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)	20:15			0:05	0:46	
470	対象職員 i	平成19年11月28日	水	7,120	市役所	(自宅所在地)	寺町丸太町	(自宅所在地)	23:30			0:05	0:45	
471	対象職員 i	平成19年11月29日	木	7,360	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:55			0:35	2:54	
472	対象職員 i	平成19年12月3日	月	6,330	市役所	(自宅所在地)	西洞院竹屋町	(自宅所在地)			0:05	0:05	2:30	
473	対象職員 i	平成19年12月4日	火	7,200	市役所	(自宅所在地)	三条大橋	(自宅所在地)	1:20ころ		0:05	0:05	23:25	
474	対象職員 i	平成19年12月7日	金	1,840	市役所	(自宅所在地)	五条西洞院	(自宅所在地)	18:20		23:05	0:05	0:11	
475	対象職員 i	平成19年12月7日	金	5,000	市役所	(自宅所在地)	四条河原町	(自宅所在地)			23:05	0:05	0:11	

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況	
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録
476	対象職員 i	平成19年12月7日	金	1,580	市役所	丸太町七本松	四条河原町	(自宅所在地)		23:05	0:05		0:11
477	対象職員 i	平成19年12月10日	月	6,470	市役所	(自宅所在地)	北大路駅	(自宅所在地)		19:35	23:35	16:50	23:35
478	対象職員 i	平成19年12月12日	水	6,020	市役所	(自宅所在地)	府庁前	(自宅所在地)			23:35	22:36	1:24
479	対象職員 i	平成19年12月13日	木	7,120	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:00		0:05		3:00
480	対象職員 i	平成19年12月14日	金	8,320	市役所	(自宅所在地)	烏丸四条	(自宅所在地)	0:55		0:05	21:53	20:40
481	対象職員 i	平成19年12月17日	月	5,940	市役所	(自宅所在地)					23:35	21:40	2:21
482	対象職員 i	平成19年12月18日	火	6,320	市役所	(自宅所在地)	山科駅	(自宅所在地)	23:45		0:05	18:13	0:00
483	対象職員 i	平成19年12月21日	金	6,950	市役所	(自宅所在地)	市役所				0:35	23:01	3:49
484	対象職員 i	平成19年12月27日	木	7,360	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:15		0:35	15:25	23:46
485	対象職員 i	平成19年12月28日	金	8,480	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			0:35	20:58	22:33
486	対象職員 i	平成20年1月7日	月	8,090	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)		0:00	1:30	21:20	2:15
487	対象職員 i	平成20年1月8日	火	6,590	市役所	(自宅所在地)				0:00	0:30	23:33	0:48
488	対象職員 i	平成20年1月10日	木	6,180	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	0:50	20:00	0:30	21:29	0:53
489	対象職員 i	平成20年1月11日	金	6,180	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:45	19:30	0:00	23:37	0:00
490	対象職員 i	平成20年1月15日	火	8,160	市役所	(自宅所在地)					23:00	22:11	2:34
491	対象職員 i	平成20年1月18日	金	7,200	市役所	(自宅所在地)	繩手末吉	(自宅所在地)	1:00		23:00ころ		0:05
492	対象職員 i	平成20年1月21日	月	7,520	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			0:00	21:15	0:55
493	対象職員 i	平成20年1月22日	火	7,680	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)	0:40ころ		0:30	19:05	0:45*
494	対象職員 i	平成20年1月23日	水	6,100	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			0:00	18:16	0:05
495	対象職員 i	平成20年1月25日	金	6,320	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	1:20		0:30	21:12	1:34
496	対象職員 i	平成20年1月29日	火	9,200	市役所	(自宅所在地)	中書島	(自宅所在地)			0:30	22:01	1:58
497	対象職員 i	平成20年1月31日	木	6,940	市役所	(自宅所在地)	大石橋	(自宅所在地)	23:45		0:00		1:37
498	対象職員 i	平成20年2月8日	金	5,700	市役所	(自宅所在地)	木屋町三条	(自宅所在地)	0:20	1:30	1:30	18:22	22:55
499	対象職員 i	平成20年2月26日	火	5,590	市役所	(自宅所在地)	山科駅	(自宅所在地)	23:40		0:00		1:51
500	対象職員 i	平成20年2月29日	金	5,800	四条	(自宅所在地)	河原町四条	(自宅所在地)	6:05		0:00		0:09

別表2

番号	対象職員	使用日	曜日	金額 (円)	使用報告書の記載		券面の記載又は運行記録の照会結果			勤務		状況			
					乗車地	降車地	乗車地	降車地	乗車時刻	降車時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	パソコン動作記録	閉室時刻	自ら閉室
501	対象職員 i	平成20年3月7日	金	7,680	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)			0:00	0:30	23:17	0:18	
502	対象職員 i	平成20年3月19日	水	6,150	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:40		23:30	0:30	19:31	通し	
503	対象職員 i	平成20年3月25日	火	6,550	市役所	(自宅所在地)	河原町蛸薬師	(自宅所在地)				0:00	22:20	2:43	
504	対象職員 i	平成20年3月27日	木	7,390	市役所	(自宅所在地)	烏丸錦	(自宅所在地)				0:00	21:45	3:59	
505	対象職員 i	平成20年3月28日	金	7,190	市役所	(自宅所在地)	先斗町	(自宅所在地)				0:00	17:59	3:45	
506	対象職員 i	平成20年3月29日	土	6,590	市役所	(自宅所在地)	先斗町	(自宅所在地)	2:50			0:00		0:45	
507	対象職員 i	平成20年3月31日	月	6,150	市役所	(自宅所在地)	河原町六角	(自宅所在地)	0:30			0:00		0:57	
508	対象職員 j	平成19年12月6日	木	1,300	市役所	(自宅所在地)					23:35	23:35	22:43	1:15	
509	対象職員 j	平成19年12月13日	木	1,300	市役所	(自宅所在地)					23:35	23:35		3:00	
510	対象職員 j	平成20年1月20日	日	1,520	市役所	(自宅所在地)					0:00	0:00		0:18	
511	対象職員 j	平成20年1月21日	月	1,220	市役所	(自宅所在地)	松ヶ崎	新町上立売	17:10		23:00	23:00	21:15	0:55	
512	対象職員 j	平成20年1月22日	火	1,360	市役所	(自宅所在地)	河原町御池	(自宅所在地)	23:15		23:00	23:00		0:45	
513	対象職員 j	平成20年1月28日	月	1,300	市役所	(自宅所在地)	上賀茂	河原町三条	0:10		22:00	23:00	19:56	3:10	
514	対象職員 j	平成20年1月31日	木	960	烏丸御池	(自宅所在地)	河原町御池	五条坂	17:40		22:00	23:30		1:37	
515	対象職員 k	平成19年12月4日	火	1,070	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35	23:35	23:30	23:25	*
516	対象職員 k	平成19年12月6日	木	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:15		22:35	23:05	22:43	1:15	
517	対象職員 k	平成19年12月13日	木	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35	1:35	23:52	3:00	
518	対象職員 k	平成19年12月19日	水	970	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:35	23:35	20:10	2:50	
519	対象職員 k	平成19年12月21日	金	980	市役所	(自宅所在地)	河原町三条	(自宅所在地)	23:05		19:35	23:05	23:03	3:49	
520	対象職員 k	平成20年2月13日	水	900	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:30	23:30	22:37	0:25	
521	対象職員 k	平成20年2月15日	金	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)			23:30	23:30	21:20	0:15	
522	対象職員 k	平成20年2月19日	火	980	市役所	(自宅所在地)	河原町押小路	(自宅所在地)	1:05		22:30	1:30	23:26	1:52	
523	対象職員 k	平成20年2月25日	月	1,060	市役所	(自宅所在地)	河原町二条	(自宅所在地)	23:55		22:30	23:30	23:07	0:26	
524	対象職員 k	平成20年2月26日	火	980	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	1:50		21:30	1:00	21:04	1:51	

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
1	対象職員 a	平成19年4月27日	金	04876-7	6月	9151455	1	820	基準外使用とはいえない	(7) e
2	対象職員 a	平成19年5月11日	金	04876-7	5月	9151455	9	820	基準外使用とはいえない	(7) e
3	対象職員 a	平成19年5月17日	木	04876-7	6月	9151455	10	950	基準外使用とはいえない	(7) e
4	対象職員 a	平成19年5月23日	水	04876-7	6月	9151455	15	980	基準外使用とはいえない	(7) e
5	対象職員 a	平成19年6月19日	火	04876-7	7月	9151459	5	880	基準外使用とはいえない	(7) e
6	対象職員 a	平成19年6月21日	木	04876-7	7月	9151459	6	880	基準外使用とはいえない	(7) e
7	対象職員 a	平成19年8月6日	月	04876-7	8月	9159836	5	880	基準外使用とはいえない	(7) d
8	対象職員 a	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9159836	17	1,040	基準外使用とはいえない	(7) e
9	対象職員 a	平成19年12月4日	火	04876-7	1月	9159836	22	980	基準外使用とはいえない	(7) e
10	対象職員 a	平成19年12月13日	木	04876-7	1月	9170097	3	870	基準外使用とはいえない	(7) e
11	対象職員 a	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9173072	17	1,040	基準外使用とはいえない	(7) e
12	対象職員 a	平成20年3月17日	月	04876-7	3月	9173072	18	970	基準外使用とはいえない	(7) e
13	対象職員 b	平成19年4月25日	水	0503-4401-5	5月	224109	20	2,800	基準外使用とはいえない	(7) a
14	対象職員 b	平成19年5月1日	火	0503-4401-5	5月	224109	24	2,830	基準外使用	(7) a
15	対象職員 b	平成19年5月14日	月	0503-4401-5	5月	224109	29	2,640	基準外使用とはいえない	(7) a
16	対象職員 b	平成19年5月25日	金	0503-4401-5	5月	224109	30	2,720	基準外使用	(7) c
17	対象職員 b	平成19年5月28日	月	0503-4401-5	6月	282169	1	3,200	基準外使用とはいえない	(7) a
18	対象職員 b	平成19年8月23日	木	0503-4401-5	8月	308227	3	2,900	基準外使用	(7) a
19	対象職員 b	平成19年9月5日	水	0503-4401-5	9月	308227	7	3,200	基準外使用とはいえない	(7) a
20	対象職員 b	平成19年10月24日	水	0503-4401-5	10月	308227	26	2,800	基準外使用とはいえない	(7) a
21	対象職員 b	平成19年11月15日	木	0503-4401-5	11月	308234	3	3,200	基準外使用とはいえない	(7) a
22	対象職員 b	平成19年11月22日	木	0503-4401-5	11月	308234	6	2,880	基準外使用	(7) a
23	対象職員 b	平成19年12月17日	月	0503-4401-5	1月	308234	10	2,330	基準外使用	(7) a
24	対象職員 b	平成20年1月10日	木	0503-4401-5	1月	308234	21	2,400	基準外使用とはいえない	(7) a
25	対象職員 b	平成20年1月18日	金	0503-4401-5	1月	308234	25	2,720	基準外使用とはいえない	(7) a

別表 3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
26	対象職員 b	平成20年2月12日	火	0503-4401-5	2月	308234	30	2,480	基準外使用	(7) a
27	対象職員 b	平成20年3月3日	月	0503-4401-5	3月	376338	4	3,120	基準外使用とはいえない	(4) a
28	対象職員 c	平成19年4月10日	火	04876-7	5月	9151454	4	5,000	基準外使用	(7) a
29	対象職員 c	平成19年4月13日	金	04876-7	4月	9151454	7-8	6,940	基準外使用とはいえない	(4) a
30	対象職員 c	平成19年4月18日	水	04876-7	5月	9151454	9-10	7,960	基準外使用とはいえない	(4) c
31	対象職員 c	平成19年4月20日	金	04876-7	5月	9151454	13-14	6,730	基準外使用とはいえない	(4) b
32	対象職員 c	平成19年4月25日	水	04876-7	5月	9151454	16-17	5,630	基準外使用とはいえない	(4) c
33	対象職員 c	平成19年5月1日	火	04876-7	5月	9151454	22-23	6,540	基準外使用	(7) a
34	対象職員 c	平成19年5月8日	火	04876-7	5月	9151454	24	5,000	基準外使用とはいえない	(4) e
35	対象職員 c	平成19年5月21日	月	04876-7	6月	9151457	4-5	6,490	基準外使用とはいえない	(4) d
36	対象職員 c	平成19年5月23日	水	04876-7	6月	9151457	7	4,980	基準外使用とはいえない	(4) d
37	対象職員 c	平成19年5月28日	月	04876-7	6月	9151457	10-11	5,870	基準外使用とはいえない	(4) b
38	対象職員 c	平成19年6月1日	金	04876-7	6月	9151457	12-13	6,560	基準外使用とはいえない	(4) f
39	対象職員 c	平成19年6月4日	月	04876-7	6月	9151457	14-15	6,400	基準外使用とはいえない	(4) b
40	対象職員 c	平成19年6月11日	月	04876-7	6月	9151457	17-18	6,820	基準外使用	(7) a
41	対象職員 c	平成19年6月12日	火	04876-7	7月	9151457	19-20	5,500	基準外使用とはいえない	(4) b
42	対象職員 c	平成19年6月19日	火	04876-7	7月	9151457	24	5,000	基準外使用とはいえない	(4) c
43	対象職員 c	平成19年6月28日	木	04876-7	7月	9151461	2-3	7,340	基準外使用	(7) a
44	対象職員 c	平成19年7月4日	水	04876-7	8月	9151461	9-10	5,340	基準外使用とはいえない	(4) c, f
45	対象職員 c	平成19年7月10日	火	04876-7	7月	9151461	16-17	7,550	基準外使用とはいえない	(4) b
46	対象職員 c	平成19年7月17日	火	04876-7	8月	9151461	22-23	6,560	基準外使用とはいえない	(4) d, f
47	対象職員 c	平成19年7月25日	水	04876-7	8月	9159835	1-2	6,980	基準外使用とはいえない	(4) b, f
48	対象職員 c	平成19年7月26日	木	04876-7	8月	9159835	4-5	8,020	基準外使用	(7) a
49	対象職員 c	平成19年8月7日	火	04876-7	8月	9159835	13-14	6,330	基準外使用	(7) a
50	対象職員 c	平成19年8月10日	金	04876-7	8月	9159835	21-22	7,260	基準外使用	(7) a

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
51	対象職員 c	平成19年8月17日	金	04876-7	9月	9159838	2-3	8,080	基準外使用とはいえない	(イ) b
52	対象職員 c	平成19年8月27日	月	04876-7	9月	9159838	13-14	5,500	基準外使用とはいえない	(イ) c, f
53	対象職員 c	平成19年8月28日	火	04876-7	9月	9159838	16-17	6,880	基準外使用とはいえない	(イ) b
54	対象職員 c	平成19年9月5日	水	12705-3	10月	9159832	2-3	5,140	基準外使用とはいえない	(イ) c
55	対象職員 c	平成19年9月7日	金	12705-3	10月	9159832	6-7	6,180	基準外使用とはいえない	(イ) c
56	対象職員 c	平成19年9月12日	水	12705-3	9月	9159832	10-11	8,000	基準外使用とはいえない	(イ) b
57	対象職員 c	平成19年9月18日	火	12705-3	10月	9159832	12-13	6,710	基準外使用	(イ) a
58	対象職員 c	平成19年9月19日	水	12705-3	10月	9159832	14-15	6,090	基準外使用とはいえない	(イ) b
59	対象職員 c	平成19年9月27日	木	12705-3	10月	9159832	22-23	6,700	基準外使用	(イ) a
60	対象職員 c	平成19年10月4日	木	04876-7	10月	9163430	2-3	6,800	基準外使用	(イ) a
61	対象職員 c	平成19年10月5日	金	04876-7	10月	9163430	4-5	7,120	基準外使用	(イ) a
62	対象職員 c	平成19年10月9日	火	04876-7	10月	9163430	6-7	7,210	基準外使用とはいえない	(イ) b
63	対象職員 c	平成19年10月11日	木	04876-7	10月	9163430	12-13	6,560	基準外使用とはいえない	(イ) e
64	対象職員 c	平成19年10月12日	金	04876-7	11月	9163430	14-15	6,270	基準外使用とはいえない	(イ) e, f
65	対象職員 c	平成19年10月15日	月	04876-7	11月	9163430	16-17	5,770	基準外使用とはいえない	(イ) e, f
66	対象職員 c	平成19年10月19日	金	04876-7	11月	9163430	18-19	7,280	基準外使用とはいえない	(イ) f
67	対象職員 c	平成19年10月26日	金	04876-7	11月	9163430	21-22	7,370	基準外使用とはいえない	(イ) b
68	対象職員 c	平成19年10月31日	水	04876-7	11月	9163433	5-6	7,960	基準外使用とはいえない	(イ) c
69	対象職員 c	平成19年11月7日	水	04876-7	11月	9163433	9-10	6,550	基準外使用とはいえない	(イ) e
70	対象職員 c	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9163433	13-14	6,440	基準外使用とはいえない	(イ) b
71	対象職員 c	平成19年11月16日	金	04876-7	12月	9163433	16-17	6,260	基準外使用とはいえない	(イ) b
72	対象職員 c	平成19年11月29日	木	04876-7	12月	9163433	24	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) b
73	対象職員 c	平成19年12月4日	火	04876-7	12月	9170096	3-4	5,870	基準外使用	(イ) a
74	対象職員 c	平成19年12月5日	水	04876-7	12月	9170096	5-6	6,930	基準外使用	(イ) a
75	対象職員 c	平成19年12月6日	木	04876-7	12月	9170096	7-8	7,440	基準外使用とはいえない	(イ) b

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
76	対象職員c	平成19年12月11日	火	04876-7	1月	9170096	9-10	5,380	基準外使用とはいえない	(7) b
77	対象職員c	平成19年12月12日	水	04876-7	1月	9170096	13-14	8,100	基準外使用とはいえない	(4) c
78	対象職員c	平成19年12月25日	火	04876-7	1月	9170096	17-18	6,050	基準外使用	(7) b
79	対象職員c	平成20年1月6日	日	04876-7	1月	9170096	21-22	7,550	基準外使用	(7) a
80	対象職員c	平成20年1月7日	月	04876-7	1月	9170096	23-24	5,710	基準外使用とはいえない	(7) e
81	対象職員c	平成20年1月15日	火	04876-7	2月	9173073	1-2	6,220	基準外使用とはいえない	(4) b
82	対象職員c	平成20年1月17日	木	04876-7	2月	9173073	3-4	5,600	基準外使用とはいえない	(4) b
83	対象職員c	平成20年1月22日	火	04876-7	3月	9173073	6-7	6,010	基準外使用とはいえない	(4) c
84	対象職員c	平成20年1月25日	金	04876-7	2月	9173073	8-9	7,120	基準外使用とはいえない	(7) e
85	対象職員c	平成20年2月5日	火	04876-7	2月	9173073	10-11	5,600	基準外使用	(7) a
86	対象職員c	平成20年2月25日	月	04876-7	3月	9173073	14-15	8,320	基準外使用とはいえない	(7) e
87	対象職員c	平成20年2月28日	木	04876-7	3月	9173073	16-17	5,580	基準外使用とはいえない	(4) c
88	対象職員c	平成20年2月29日	金	04876-7	3月	9173073	18-19	5,700	基準外使用とはいえない	(4) b
89	対象職員c	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9173073	20-21	5,370	基準外使用とはいえない	(4) b
90	対象職員c	平成20年3月17日	月	04876-7	3月	9178444	1-2	5,990	基準外使用とはいえない	(7) e
91	対象職員c	平成20年3月19日	水	04876-7	3月	9178444	7-8	5,360	基準外使用	(7) a
92	対象職員c	平成20年3月24日	月	04876-7	3月	9178444	11-12	5,840	基準外使用	(7) a
93	対象職員c	平成20年3月25日	火	04876-7	3月	9178444	14-15	5,700	基準外使用とはいえない	(7) e
94	対象職員c	平成20年3月26日	水	04876-7	3月	9178444	16-17	5,820	基準外使用とはいえない	(4) b
95	対象職員c	平成20年3月28日	金	04876-7	3月	9178444	18-19	6,090	基準外使用とはいえない	(4) b
96	対象職員d	平成19年4月25日	水	04876-7	5月	8968805	15	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e
97	対象職員d	平成19年5月9日	水	04876-7	5月	8968805	20	1,200	基準外使用	(7) c
98	対象職員d	平成19年5月23日	水	04876-7	6月	8968805	21	980	基準外使用とはいえない	(7) e
99	対象職員d	平成19年8月3日	金	04876-7	8月	9151462	8	1,440	基準外使用	(7) a
100	対象職員d	平成19年8月29日	水	04876-7	9月	9151462	16	1,060	基準外使用	(7) a

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
101	対象職員 d	平成19年9月5日	水	04876-7	9月	9151462	17	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
102	対象職員 d	平成19年9月11日	火	04876-7	10月	9151462	18	1,060	基準外使用とはいえない	(4) c
103	対象職員 d	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9151462	22	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e
104	対象職員 d	平成19年11月22日	木	04876-7	12月	9151462	24	970	基準外使用とはいえない	(7) d
105	対象職員 d	平成19年11月22日	木	04876-7	12月	9163431	1	1,380	基準外使用とはいえない	(4) e
106	対象職員 d	平成19年11月29日	木	04876-7	12月	9163431	2	890	基準外使用とはいえない	(4) b
107	対象職員 d	平成19年12月4日	火	04876-7	12月	9163431	3	980	基準外使用	(7) a
108	対象職員 d	平成19年12月7日	金	04876-7	12月	9163431	4	960	基準外使用とはいえない	(7) e
109	対象職員 d	平成19年12月13日	木	04876-7	12月	9163431	5	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
110	対象職員 d	平成19年12月17日	月	04876-7	1月	9163431	6	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
111	対象職員 d	平成19年12月18日	火	04876-7	1月	9163431	7	1,050	基準外使用とはいえない	(7) e
112	対象職員 d	平成19年12月21日	金	04876-7	1月	9163431	8	950	基準外使用とはいえない	(7) e
113	対象職員 d	平成19年12月26日	水	04876-7	1月	9163431	9	960	基準外使用とはいえない	(7) e
114	対象職員 d	平成19年12月28日	金	04876-7	1月	9163431	10	1,130	基準外使用	(7) a
115	対象職員 d	平成20年1月7日	月	04876-7	1月	9163431	11	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e
116	対象職員 d	平成20年1月8日	火	04876-7	1月	9163431	12	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
117	対象職員 d	平成20年1月10日	木	04876-7	1月	9163431	13	1,130	基準外使用とはいえない	(7) e
118	対象職員 d	平成20年1月17日	木	04876-7	2月	9163431	14	980	基準外使用とはいえない	(4) b
119	対象職員 d	平成20年1月18日	金	04876-7	2月	9163431	15	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e
120	対象職員 d	平成20年1月22日	火	04876-7	2月	9163431	16	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e
121	対象職員 d	平成20年1月24日	木	04876-7	2月	9163431	17	960	基準外使用とはいえない	(7) c
122	対象職員 d	平成20年2月28日	木	04876-7	3月	9163431	19	1,050	基準外使用とはいえない	(7) e
123	対象職員 d	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9163431	20	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
124	対象職員 d	平成20年3月4日	火	04876-7	3月	9163431	21	1,200	基準外使用とはいえない	(7) e
125	対象職員 d	平成20年3月7日	金	04876-7	3月	9163431	22	1,120	基準外使用とはいえない	(7) e

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
126	対象職員 d	平成20年3月8日	土	04876-7	3月	9163431	23	960	基準外使用とはいえない	(7) d
127	対象職員 d	平成20年3月10日	月	04876-7	3月	9163431	24	960	基準外使用とはいえない	(7) e
128	対象職員 d	平成20年3月14日	金	04876-7	3月	9178443	1	1,070	基準外使用とはいえない	(7) e
129	対象職員 d	平成20年3月17日	月	04876-7	3月	9178443	2	1,060	基準外使用とはいえない	(7) e
130	対象職員 e	平成19年4月2日	月	12705-3	5月	9144618	12	2,170	基準外使用とはいえない	(7) c
131	対象職員 e	平成19年4月5日	木	12705-3	4月	9144618	13	2,740	基準外使用とはいえない	(7) a
132	対象職員 e	平成19年4月9日	月	12705-3	4月	9144618	15	1,920	基準外使用とはいえない	(7) a
133	対象職員 e	平成19年4月10日	火	12705-3	5月	9144618	16	1,930	基準外使用とはいえない	(7) e
134	対象職員 e	平成19年4月11日	水	12705-3	4月	9144618	17	3,040	基準外使用とはいえない	(7) a
135	対象職員 e	平成19年4月12日	木	12705-3	4月	9144618	18	2,240	基準外使用とはいえない	(7) a
136	対象職員 e	平成19年4月16日	月	12705-3	5月	9144618	19	2,180	基準外使用とはいえない	(7) e
137	対象職員 e	平成19年4月17日	火	12705-3	5月	9144618	20	2,480	基準外使用とはいえない	(7) b
138	対象職員 e	平成19年4月18日	水	12705-3	5月	9144618	21	2,250	基準外使用とはいえない	(7) e
139	対象職員 e	平成19年4月20日	金	12705-3	5月	9144618	22	2,570	基準外使用とはいえない	(7) b
140	対象職員 e	平成19年4月24日	火	12705-3	5月	9144618	23	2,010	基準外使用とはいえない	(7) e
141	対象職員 e	平成19年4月25日	水	04876-7	5月	9151456	2	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
142	対象職員 e	平成19年4月26日	木	04876-7	5月	9151456	3	2,410	基準外使用とはいえない	(7) e
143	対象職員 e	平成19年4月27日	金	04876-7	5月	9151456	5	2,260	基準外使用とはいえない	(7) b
144	対象職員 e	平成19年5月2日	水	04876-7	5月	9151456	6	1,930	基準外使用とはいえない	(7) e
145	対象職員 e	平成19年5月7日	月	04876-7	5月	9151456	7	2,340	基準外使用とはいえない	(7) b
146	対象職員 e	平成19年5月8日	火	04876-7	5月	9151456	8	2,100	基準外使用とはいえない	(7) e
147	対象職員 e	平成19年5月9日	水	04876-7	6月	9151456	9	2,170	基準外使用とはいえない	(7) e
148	対象職員 e	平成19年5月11日	金	04876-7	5月	9151456	10	2,420	基準外使用とはいえない	(7) b
149	対象職員 e	平成19年5月16日	水	04876-7	6月	9151456	14	2,560	基準外使用	(7) a
150	対象職員 e	平成19年5月21日	月	04876-7	6月	9151456	17	2,480	基準外使用とはいえない	(7) b

別表 3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
151	対象職員 e	平成19年5月23日	水	04876-7	6月	9151456	18	1,610	基準外使用	(7) b
152	対象職員 e	平成19年5月25日	金	04876-7	6月	9151456	19	2,320	基準外使用	(7) a
153	対象職員 e	平成19年6月1日	金	04876-7	6月	9151456	20	2,660	基準外使用	(7) a
154	対象職員 e	平成19年6月5日	火	04876-7	6月	9151456	23	2,250	基準外使用とはいえない	(4) b
155	対象職員 e	平成19年6月6日	水	04876-7	6月	9151456	22	2,810	基準外使用とはいえない	(4) f
156	対象職員 e	平成19年6月7日	木	04876-7	6月	9151458	3	1,940	基準外使用とはいえない	(4) b
157	対象職員 e	平成19年6月8日	金	04876-7	6月	9151458	4	2,400	基準外使用	(7) a
158	対象職員 e	平成19年6月19日	火	04876-7	7月	9151458	6	1,930	基準外使用とはいえない	(7) e
159	対象職員 e	平成19年6月22日	金	04876-7	7月	9151458	11	1,940	基準外使用とはいえない	(7) e
160	対象職員 e	平成19年6月23日	土	04876-7	7月	9151458	12	4,500	基準外使用とはいえない	(4) e, f
161	対象職員 e	平成19年6月25日	月	04876-7	7月	9151458	13	2,510	基準外使用とはいえない	(4) b
162	対象職員 e	平成19年6月27日	水	04876-7	7月	9151458	15	2,090	基準外使用とはいえない	(4) f
163	対象職員 e	平成19年6月29日	金	04876-7	7月	9151458	16	2,090	基準外使用	(7) d
164	対象職員 e	平成19年7月6日	金	04876-7	7月	9151458	17	2,340	基準外使用とはいえない	(4) b
165	対象職員 e	平成19年7月10日	火	04876-7	7月	9151458	18	2,480	基準外使用	(7) a
166	対象職員 e	平成19年7月17日	火	04876-7	8月	9151458	19	2,180	基準外使用とはいえない	(4) f
167	対象職員 e	平成19年7月18日	水	04876-7	8月	9151458	22	2,090	基準外使用とはいえない	(4) c
168	対象職員 e	平成19年7月24日	火	04876-7	8月	9151458	23	2,260	基準外使用とはいえない	(4) c
169	対象職員 e	平成19年7月27日	金	04876-7	8月	9159837	2	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
170	対象職員 e	平成19年8月1日	水	04876-7	8月	9159837	8	1,930	基準外使用とはいえない	(7) e
171	対象職員 e	平成19年8月2日	木	04876-7	8月	9159837	9	1,920	基準外使用とはいえない	(7) d
172	対象職員 e	平成19年8月3日	金	04876-7	8月	9159837	10	2,400	基準外使用	(7) a
173	対象職員 e	平成19年8月4日	土	04876-7	8月	9159837	11	2,880	基準外使用	(7) d
174	対象職員 e	平成19年8月6日	月	04876-7	8月	9159837	12	2,260	基準外使用とはいえない	(4) b
175	対象職員 e	平成19年8月7日	火	04876-7	8月	9159837	13	2,330	基準外使用	(7) a

別表 3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
176	対象職員 e	平成19年8月20日	月	04876-7	9月	9159837	18	2,020	基準外使用とはいえない	(イ) b
177	対象職員 e	平成19年8月21日	火	04876-7	9月	9159837	17	2,010	基準外使用とはいえない	(イ) e
178	対象職員 e	平成19年8月22日	水	04876-7	9月	9159837	19	2,720	基準外使用とはいえない	(イ) f
179	対象職員 e	平成19年8月23日	木	04876-7	9月	9159837	20	2,170	基準外使用とはいえない	(イ) b
180	対象職員 e	平成19年8月27日	月	04876-7	9月	9159837	22	2,430	基準外使用とはいえない	(イ) b
181	対象職員 e	平成19年8月28日	火	04876-7	9月	9159837	23	3,140	基準外使用とはいえない	(イ) e
182	対象職員 e	平成19年8月31日	金	04876-7	9月	9159837	24	1,450	基準外使用とはいえない	(イ) f
183	対象職員 e	平成19年9月4日	火	04876-7	9月	9159839	2	2,010	基準外使用	(イ) a
184	対象職員 e	平成19年9月5日	水	04876-7	9月	9159839	7	3,210	基準外使用とはいえない	(イ) d
185	対象職員 e	平成19年9月6日	木	04876-7	9月	9159839	10	1,940	基準外使用とはいえない	(イ) b
186	対象職員 e	平成19年9月7日	金	04876-7	9月	9159839	11	1,700	基準外使用	(イ) b
187	対象職員 e	平成19年9月11日	火	04876-7	9月	9159839	13	2,420	基準外使用とはいえない	(イ) b
188	対象職員 e	平成19年9月13日	木	04876-7	10月	9159839	14	2,180	基準外使用	(イ) a
189	対象職員 e	平成19年9月14日	金	04876-7	10月	9159839	15	1,940	基準外使用	(イ) a
190	対象職員 e	平成19年9月18日	火	04876-7	10月	9159839	16	2,260	基準外使用とはいえない	(イ) c
191	対象職員 e	平成19年9月19日	水	04876-7	10月	9159839	17	2,160	基準外使用とはいえない	(イ) e
192	対象職員 e	平成19年9月21日	金	04876-7	10月	9159839	18	2,180	基準外使用	(イ) a
193	対象職員 e	平成19年9月26日	水	04876-7	10月	9159839	19	2,010	基準外使用	(イ) a
194	対象職員 e	平成19年9月27日	木	04876-7	10月	9159839	20	2,720	基準外使用とはいえない	(イ) b
195	対象職員 e	平成19年9月28日	金	04876-7	10月	9159839	21	2,560	基準外使用とはいえない	(イ) b
196	対象職員 e	平成19年10月1日	月	04876-7	10月	9159839	22	1,860	基準外使用	(イ) a
197	対象職員 e	平成19年10月3日	水	04876-7	10月	9159839	23	2,880	基準外使用とはいえない	(イ) b
198	対象職員 e	平成19年10月4日	木	04876-7	11月	9159839	24	2,490	基準外使用	(イ) a
199	対象職員 e	平成19年10月11日	木	04876-7	11月	9163432	1	1,930	基準外使用とはいえない	(イ) e
200	対象職員 e	平成19年10月12日	金	04876-7	10月	9163432	3	1,690	基準外使用とはいえない	(イ) c

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
201	対象職員 e	平成19年10月15日	月	04876-7	11月	9163432	5	1,940	基準外使用とはいえない	(7) e
202	対象職員 e	平成19年10月16日	火	04876-7	11月	9163432	6	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
203	対象職員 e	平成19年10月17日	水	04876-7	11月	9163432	7	2,320	基準外使用とはいえない	(7) b
204	対象職員 e	平成19年10月18日	木	04876-7	11月	9163432	8	2,490	基準外使用	(7) a
205	対象職員 e	平成19年10月19日	金	04876-7	11月	9163432	10	2,260	基準外使用とはいえない	(7) b
206	対象職員 e	平成19年10月20日	土	04876-7	11月	9163432	11	2,730	基準外使用	(7) a
207	対象職員 e	平成19年10月23日	火	04876-7	11月	9163432	14	1,620	基準外使用	(7) b
208	対象職員 e	平成19年10月25日	木	04876-7	11月	9163432	15	2,420	基準外使用とはいえない	(7) c
209	対象職員 e	平成19年10月26日	金	04876-7	11月	9163432	16	1,930	基準外使用とはいえない	(7) b
210	対象職員 e	平成19年10月29日	月	04876-7	11月	9163432	19	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
211	対象職員 e	平成19年10月30日	火	04876-7	11月	9163432	20	2,800	基準外使用とはいえない	(7) b
212	対象職員 e	平成19年10月31日	水	04876-7	11月	9163432	21	2,240	基準外使用とはいえない	(7) e
213	対象職員 e	平成19年11月1日	木	04876-7	11月	9163432	22	2,240	基準外使用とはいえない	(7) b
214	対象職員 e	平成19年11月5日	月	04876-7	11月	9163432	23	2,020	基準外使用とはいえない	(7) b
215	対象職員 e	平成19年11月8日	木	04876-7	11月	9163432	24	3,040	基準外使用とはいえない	(7) f
216	対象職員 e	平成19年11月12日	月	04876-7	12月	9170094	2	2,740	基準外使用とはいえない	(7) b
217	対象職員 e	平成19年11月13日	火	04876-7	11月	9170094	4	2,320	基準外使用とはいえない	(7) d
218	対象職員 e	平成19年11月14日	水	04876-7	12月	9170094	7	2,240	基準外使用とはいえない	(7) b
219	対象職員 e	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9170094	8	1,940	基準外使用とはいえない	(7) b
220	対象職員 e	平成19年11月16日	金	04876-7	12月	9170094	9	2,660	基準外使用とはいえない	(7) b
221	対象職員 e	平成19年11月17日	土	04876-7	12月	9170094	10	2,150	基準外使用	(7) a
222	対象職員 e	平成19年11月19日	月	04876-7	12月	9170094	11	2,720	基準外使用とはいえない	(7) e
223	対象職員 e	平成19年11月20日	火	04876-7	12月	9170094	12	2,100	基準外使用とはいえない	(7) b
224	対象職員 e	平成19年11月21日	水	04876-7	12月	9170094	16	2,080	基準外使用とはいえない	(7) b
225	対象職員 e	平成19年11月22日	木	04876-7	12月	9170094	17	2,010	基準外使用とはいえない	(7) b

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
226	対象職員 e	平成19年11月26日	月	04876-7	12月	9170094	18	2,740	基準外使用	(7) a
227	対象職員 e	平成19年11月28日	水	04876-7	12月	9170094	19	2,740	基準外使用とはいえない	(7) e
228	対象職員 e	平成19年12月3日	月	04876-7	12月	9170094	20	1,930	基準外使用とはいえない	(7) b
229	対象職員 e	平成19年12月4日	火	04876-7	1月	9170094	21	2,810	基準外使用	(7) a
230	対象職員 e	平成19年12月5日	水	04876-7	12月	9170094	22	2,320	基準外使用	(7) a
231	対象職員 e	平成19年12月6日	木	04876-7	12月	9170094	23	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
232	対象職員 e	平成19年12月13日	木	04876-7	1月	9170098	1	2,240	基準外使用とはいえない	(7) b
233	対象職員 e	平成19年12月14日	金	04876-7	1月	9170098	2	2,480	基準外使用	(7) a
234	対象職員 e	平成19年12月16日	日	04876-7	1月	9170098	3	1,610	基準外使用	(7) a
235	対象職員 e	平成19年12月17日	月	04876-7	1月	9170098	4	2,240	基準外使用とはいえない	(7) e
236	対象職員 e	平成19年12月18日	火	04876-7	1月	9170098	5	2,410	基準外使用とはいえない	(7) b
237	対象職員 e	平成19年12月19日	水	04876-7	1月	9170098	6	2,010	基準外使用とはいえない	(7) e
238	対象職員 e	平成19年12月20日	木	04876-7	1月	9170098	7	2,490	基準外使用とはいえない	(7) f
239	対象職員 e	平成19年12月21日	金	04876-7	1月	9170098	8	2,810	基準外使用とはいえない	(7) b
240	対象職員 e	平成19年12月23日	日	04876-7	1月	9170098	9	2,800	基準外使用	(7) a
241	対象職員 e	平成19年12月25日	火	04876-7	1月	9170098	10	1,850	基準外使用とはいえない	(7) e
242	対象職員 e	平成19年12月26日	水	04876-7	1月	9170098	11	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
243	対象職員 e	平成19年12月27日	木	04876-7	1月	9170098	12	2,020	基準外使用とはいえない	(7) b
244	対象職員 e	平成19年12月28日	金	04876-7	1月	9170098	13	2,580	基準外使用	(7) a
245	対象職員 e	平成19年12月29日	土	04876-7	2月	9170098	14	1,850	基準外使用とはいえない	(7) c
246	対象職員 e	平成20年1月2日	水	04876-7	1月	9170098	15	2,180	基準外使用とはいえない	(7) b
247	対象職員 e	平成20年1月3日	木	04876-7	1月	9170098	17	2,080	基準外使用	(7) a
248	対象職員 e	平成20年1月4日	金	04876-7	1月	9170098	18	2,010	基準外使用とはいえない	(7) e
249	対象職員 e	平成20年1月6日	日	04876-7	1月	9170098	19	2,010	基準外使用	(7) a
250	対象職員 e	平成20年1月7日	月	04876-7	1月	9170098	20	2,020	基準外使用とはいえない	(7) b

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
251	対象職員 e	平成20年1月8日	火	04876-7	2月	9170098	21	2,950	基準外使用とはいえない	(7) b
252	対象職員 e	平成20年1月9日	水	04876-7	2月	9170098	22	3,060	基準外使用とはいえない	(7) e
253	対象職員 e	平成20年1月10日	木	04876-7	1月	9170098	23	1,690	基準外使用	(7) b
254	対象職員 e	平成20年1月15日	火	04876-7	2月	9170098	24	2,160	基準外使用とはいえない	(7) b
255	対象職員 e	平成20年1月16日	水	12705-3	2月	9170093	1	1,920	基準外使用とはいえない	(7) e
256	対象職員 e	平成20年1月17日	木	12705-3	2月	9170093	4	2,980	基準外使用とはいえない	(7) b
257	対象職員 e	平成20年1月18日	金	12705-3	2月	9170093	5	2,240	基準外使用とはいえない	(7) e
258	対象職員 e	平成20年1月21日	月	12705-3	2月	9170093	6	2,100	基準外使用とはいえない	(7) b
259	対象職員 e	平成20年1月22日	火	12705-3	2月	9170093	7	3,280	基準外使用とはいえない	(7) e
260	対象職員 e	平成20年1月23日	水	12705-3	2月	9170093	8	3,760	基準外使用とはいえない	(7) b
261	対象職員 e	平成20年1月24日	木	12705-3	2月	9170093	9	2,010	基準外使用とはいえない	(7) b
262	対象職員 e	平成20年1月25日	金	12705-3	2月	9170093	10	2,510	基準外使用とはいえない	(7) b
263	対象職員 e	平成20年1月28日	月	12705-3	2月	9170093	11	2,240	基準外使用とはいえない	(7) e
264	対象職員 e	平成20年1月29日	火	12705-3	2月	9170093	15	2,010	基準外使用とはいえない	(7) b
265	対象職員 e	平成20年1月30日	水	12705-3	3月	9170093	16	2,480	基準外使用とはいえない	(7) e
266	対象職員 e	平成20年1月31日	木	12705-3	2月	9170093	17	1,940	基準外使用	(7) a
267	対象職員 e	平成20年2月1日	金	12705-3	2月	9170093	18	4,890	基準外使用とはいえない	(7) f
268	対象職員 e	平成20年2月8日	金	12705-3	2月	9170093	19	1,920	基準外使用	(7) a
269	対象職員 e	平成20年2月9日	土	12705-3	2月	9170093	20	2,010	基準外使用とはいえない	(7) f
270	対象職員 e	平成20年2月12日	火	12705-3	2月	9170093	21	2,010	基準外使用とはいえない	(7) b
271	対象職員 e	平成20年2月13日	水	12705-3	2月	9170093	22	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
272	対象職員 e	平成20年2月14日	木	12705-3	3月	9170093	23	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
273	対象職員 e	平成20年2月15日	金	12705-3	3月	9170093	24	2,480	基準外使用とはいえない	(7) e
274	対象職員 e	平成20年2月22日	金	04876-7	3月	9173075	1	2,010	基準外使用とはいえない	(7) b
275	対象職員 e	平成20年2月25日	月	04876-7	3月	9173075	2	2,020	基準外使用とはいえない	(7) e

別表 3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
276	対象職員 e	平成20年2月26日	火	04876-7	3月	9173075	3	2,010	基準外使用とはいえない	(7) e
277	対象職員 e	平成20年2月27日	水	04876-7	3月	9173075	4	1,770	基準外使用	(7) b
278	対象職員 e	平成20年2月28日	木	04876-7	3月	9173075	5	2,010	基準外使用	(7) a
279	対象職員 e	平成20年2月29日	金	04876-7	3月	9173075	6	2,090	基準外使用とはいえない	(4) b
280	対象職員 e	平成20年3月2日	日	04876-7	3月	9173075	7	2,660	基準外使用	(7) a
281	対象職員 e	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9173075	8	2,320	基準外使用とはいえない	(4) b
282	対象職員 e	平成20年3月4日	火	04876-7	3月	9173075	9	1,930	基準外使用とはいえない	(4) c
283	対象職員 e	平成20年3月10日	月	04876-7	3月	9173075	15	2,000	基準外使用とはいえない	(7) e
284	対象職員 e	平成20年3月11日	火	04876-7	3月	9173075	16	2,320	基準外使用とはいえない	(4) b
285	対象職員 e	平成20年3月12日	水	04876-7	3月	9173075	17	2,240	基準外使用とはいえない	(4) b
286	対象職員 e	平成20年3月14日	金	04876-7	3月	9173075	18	2,820	基準外使用とはいえない	(4) b
287	対象職員 e	平成20年3月17日	月	04876-7	3月	9173075	19	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
288	対象職員 e	平成20年3月18日	火	04876-7	3月	9173075	20	2,240	基準外使用とはいえない	(7) e
289	対象職員 e	平成20年3月23日	日	04876-7	3月	9173075	21	2,020	基準外使用とはいえない	(7) b
290	対象職員 e	平成20年3月24日	月	04876-7	3月	9173075	23	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e
291	対象職員 e	平成20年3月25日	火	04876-7	3月	9173075	24	1,930	基準外使用とはいえない	(7) e
292	対象職員 e	平成20年3月26日	水	04876-7	3月	9178447	1	2,400	基準外使用とはいえない	(7) e
293	対象職員 e	平成20年3月27日	木	04876-7	3月	9178447	2	2,010	基準外使用とはいえない	(4) b
294	対象職員 e	平成20年3月28日	金	04876-7	3月	9178447	3	2,160	基準外使用とはいえない	(7) e
295	対象職員 f	平成19年5月11日	金	12705-3	5月	9144614	9	2,880	基準外使用とはいえない	(7) e
296	対象職員 f	平成19年5月23日	水	12705-3	6月	9144614	12	2,080	基準外使用とはいえない	(7) e
297	対象職員 f	平成19年9月5日	水	12705-3	9月	9159831	1	2,180	基準外使用とはいえない	(7) e
298	対象職員 f	平成19年11月12日	月	12705-3	11月	9159831	23	2,640	基準外使用とはいえない	(7) e
299	対象職員 f	平成19年12月13日	木	12705-3	1月	9163426	6	2,810	基準外使用とはいえない	(7) e
300	対象職員 f	平成19年12月14日	金	12705-3	1月	9163426	8	2,480	基準外使用	(7) a

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
301	対象職員 f	平成19年12月18日	火	12705-3	1月	9163426	9	2,260	基準外使用	(7) a
302	対象職員 f	平成19年12月21日	金	12705-3	1月	9163426	10	2,500	基準外使用とはいえない	(7) e
303	対象職員 f	平成20年1月7日	月	12705-3	1月	9163426	11	2,810	基準外使用とはいえない	(7) e
304	対象職員 f	平成20年1月8日	火	12705-3	1月	9163426	12	2,260	基準外使用	(7) b
305	対象職員 f	平成20年1月10日	木	12705-3	1月	9163426	13	2,240	基準外使用	(7) b
306	対象職員 f	平成20年1月11日	金	12705-3	1月	9163426	15	2,260	基準外使用	(7) a
307	対象職員 f	平成20年1月18日	金	12705-3	2月	9163426	18	2,560	基準外使用	(7) a
308	対象職員 f	平成20年3月3日	月	12705-3	3月	9163426	21	2,560	基準外使用とはいえない	(7) e
309	対象職員 f	平成20年3月10日	月	12705-3	3月	9163426	22	2,480	基準外使用とはいえない	(7) e
310	対象職員 g	平成19年4月5日	木	12705-3	4月	9144615	21	5,000	基準外使用とはいえない	(4) c
311	対象職員 g	平成19年4月6日	金	12705-3	5月	9144615	23	4,660	基準外使用	(7) d
312	対象職員 g	平成19年4月9日	月	12705-3	4月	9144615	24	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
313	対象職員 g	平成19年4月11日	水	0503-4332-2	4月	192502	19	5,000	基準外使用	(7) b
314	対象職員 g	平成19年4月12日	木	12705-3	4月	9151464	1	4,890	基準外使用とはいえない	(4) a
315	対象職員 g	平成19年4月13日	金	12705-3	5月	9151464	4	4,490	基準外使用とはいえない	(4) c
316	対象職員 g	平成19年4月18日	水	12705-3	5月	9151464	5	4,890	基準外使用とはいえない	(7) e
317	対象職員 g	平成19年4月19日	木	12705-3	5月	9151464	6	4,970	基準外使用とはいえない	(7) e
318	対象職員 g	平成19年4月20日	金	12705-3	5月	9151464	7	4,960	基準外使用とはいえない	(4) d
319	対象職員 g	平成19年4月23日	月	12705-3	5月	9151464	8	5,000	基準外使用とはいえない	(7) b
320	対象職員 g	平成19年4月24日	火	12705-3	5月	9151464	10-11	5,460	基準外使用とはいえない	(4) c
321	対象職員 g	平成19年4月25日	水	12705-3	5月	9151464	12	4,970	基準外使用とはいえない	(7) e
322	対象職員 g	平成19年4月27日	金	12705-3	5月	9151464	13	4,820	基準外使用とはいえない	(4) e
323	対象職員 g	平成19年5月7日	月	12705-3	5月	9151464	15	5,000	基準外使用とはいえない	(7) b
324	対象職員 g	平成19年5月8日	火	12705-3	5月	9151464	16	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
325	対象職員 g	平成19年5月11日	金	12705-3	5月	9151464	21	4,810	基準外使用	(7) d

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
326	対象職員 g	平成19年5月14日	月	12705-3	5月	9151464	24	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) d
327	対象職員 g	平成19年5月15日	火	12705-3	6月	9151468	1	4,740	基準外使用とはいえない	(イ) e
328	対象職員 g	平成19年5月16日	水	12705-3	6月	9151468	2	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) g
329	対象職員 g	平成19年5月17日	木	12705-3	6月	9151468	3	4,890	基準外使用とはいえない	(イ) b
330	対象職員 g	平成19年5月22日	火	12705-3	6月	9151468	5	4,890	基準外使用とはいえない	(イ) e
331	対象職員 g	平成19年5月24日	木	12705-3	6月	9151468	6	4,890	基準外使用とはいえない	(イ) e
332	対象職員 g	平成19年5月25日	金	12705-3	6月	9151468	8	4,570	基準外使用とはいえない	(イ) b
333	対象職員 g	平成19年6月1日	金	12705-3	6月	9151468	10	4,980	基準外使用	(イ) a
334	対象職員 g	平成19年6月5日	火	12705-3	6月	9151468	11	4,970	基準外使用とはいえない	(イ) e
335	対象職員 g	平成19年6月6日	水	12705-3	6月	9151468	13	4,970	基準外使用とはいえない	(イ) e
336	対象職員 g	平成19年6月7日	木	12705-3	6月	9151468	17	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) e
337	対象職員 g	平成19年6月8日	金	12705-3	6月	9151468	18-19	5,280	基準外使用とはいえない	(イ) d
338	対象職員 g	平成19年6月11日	月	12705-3	6月	9151468	20	4,480	基準外使用	(イ) b, c
339	対象職員 g	平成19年6月12日	火	12705-3	7月	9151468	21-22	5,680	基準外使用とはいえない	(イ) c
340	対象職員 g	平成19年6月14日	木	12705-3	7月	9151469	1-2	5,710	基準外使用とはいえない	(イ) d
341	対象職員 g	平成19年6月18日	月	12705-3	7月	9151469	3	4,730	基準外使用とはいえない	(イ) b
342	対象職員 g	平成19年6月26日	火	12705-3	7月	9151469	7	4,970	基準外使用	(イ) b
343	対象職員 g	平成19年6月28日	木	12705-3	7月	9151469	8	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) c
344	対象職員 g	平成19年7月2日	月	12705-3	7月	9151469	11	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) b
345	対象職員 g	平成19年7月3日	火	12705-3	7月	9151469	12	4,820	基準外使用とはいえない	(イ) e
346	対象職員 g	平成19年7月9日	月	12705-3	7月	9151469	17	4,890	基準外使用とはいえない	(イ) b
347	対象職員 g	平成19年7月12日	木	12705-3	7月	9151469	18-19	5,520	基準外使用とはいえない	(イ) e
348	対象職員 g	平成19年7月18日	水	12705-3	8月	9151469	20	5,000	基準外使用	(イ) b
349	対象職員 g	平成19年7月20日	金	12705-3	8月	9151469	21	4,730	基準外使用とはいえない	(イ) c
350	対象職員 g	平成19年8月7日	火	12705-3	8月	9151469	24	5,000	基準外使用	(イ) a

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
351	対象職員 g	平成19年8月10日	金	12705-3	8月	9151472	6-7	5,200	基準外使用	(7) a
352	対象職員 g	平成19年8月16日	木	12705-3	9月	9151472	8-9	5,140	基準外使用とはいえない	(7) b
353	対象職員 g	平成19年8月17日	金	12705-3	9月	9151472	10-11	5,540	基準外使用とはいえない	(7) b
354	対象職員 g	平成19年8月21日	火	12705-3	9月	9151472	12	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
355	対象職員 g	平成19年8月23日	木	12705-3	9月	9151472	13	4,890	基準外使用	(7) a
356	対象職員 g	平成19年8月27日	月	12705-3	9月	9151472	14	4,650	基準外使用とはいえない	(7) e
357	対象職員 g	平成19年8月28日	火	12705-3	9月	9151472	15	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
358	対象職員 g	平成19年8月31日	金	12705-3	9月	9151472	16-17	5,770	基準外使用	(7) d
359	対象職員 g	平成19年9月7日	金	12705-3	9月	9151472	18	4,970	基準外使用とはいえない	(7) b
360	対象職員 g	平成19年9月10日	月	12705-3	9月	9151472	19	4,810	基準外使用とはいえない	(7) e
361	対象職員 g	平成19年9月11日	火	12705-3	9月	9151472	21	4,730	基準外使用	(7) d
362	対象職員 g	平成19年9月14日	金	12705-3	1月	9151472	24	4,330	基準外使用とはいえない	(7) c
363	対象職員 g	平成19年9月18日	火	12705-3	10月	9159833	1	4,970	基準外使用とはいえない	(7) b
364	対象職員 g	平成19年9月25日	火	12705-3	10月	9159833	2	4,730	基準外使用とはいえない	(7) e
365	対象職員 g	平成19年10月1日	月	12705-3	10月	9159833	4	4,970	基準外使用とはいえない	(7) b
366	対象職員 g	平成19年10月3日	水	12705-3	10月	9159833	5	4,890	基準外使用とはいえない	(7) b
367	対象職員 g	平成19年10月9日	火	12705-3	10月	9159833	8	4,250	基準外使用	(7) d
368	対象職員 g	平成19年10月10日	水	12705-3	10月	9159833	9	4,890	基準外使用とはいえない	(7) e
369	対象職員 g	平成19年10月18日	木	12705-3	11月	9159833	15	4,970	基準外使用とはいえない	(7) e
370	対象職員 g	平成19年10月23日	火	12705-3	11月	9159833	17	5,000	基準外使用とはいえない	(7) c
371	対象職員 g	平成19年10月25日	木	12705-3	11月	9159833	18	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
372	対象職員 g	平成19年10月29日	月	12705-3	11月	9159833	20	4,970	基準外使用とはいえない	(7) e
373	対象職員 g	平成19年10月30日	火	12705-3	11月	9159833	23-24	5,140	基準外使用	(7) b
374	対象職員 g	平成19年11月1日	木	12705-3	11月	9163425	2	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
375	対象職員 g	平成19年11月6日	火	12705-3	11月	9163425	4	4,890	基準外使用とはいえない	(7) e

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
376	対象職員 g	平成19年11月7日	水	12705-3	12月	9163425	5-6	5,190	基準外使用とはいえない	(イ) c
377	対象職員 g	平成19年11月9日	金	12705-3	12月	9163425	9	4,650	基準外使用とはいえない	(ウ) e
378	対象職員 g	平成19年11月12日	月	12705-3	11月	9163425	10-11	5,760	基準外使用とはいえない	(ウ) e
379	対象職員 g	平成19年11月16日	金	0503-4332-2	11月	951733	7	5,140	基準外使用とはいえない	(ウ) e
380	対象職員 g	平成19年11月19日	月	12705-3	12月	9163425	14	5,000	基準外使用とはいえない	(ウ) b
381	対象職員 g	平成19年11月20日	火	12705-3	12月	9163425	17	5,000	基準外使用とはいえない	(ウ) e
382	対象職員 g	平成19年11月22日	木	12705-3	12月	9163425	18	4,900	基準外使用とはいえない	(ウ) b
383	対象職員 g	平成19年11月24日	土	12705-3	12月	9163425	19-20	5,460	基準外使用とはいえない	(イ) c
384	対象職員 g	平成19年11月27日	火	12705-3	12月	9163425	24	4,970	基準外使用とはいえない	(ウ) e
385	対象職員 g	平成19年11月29日	木	12705-3	12月	9163428	1	4,970	基準外使用とはいえない	(ウ) e
386	対象職員 g	平成19年12月3日	月	12705-3	12月	9163428	03	4,970	基準外使用とはいえない	(ウ) a
387	対象職員 g	平成19年12月4日	火	12705-3	12月	9163428	04	4,970	基準外使用	(ウ) a
388	対象職員 g	平成19年12月6日	木	12705-3	12月	9163428	07	4,890	基準外使用とはいえない	(ウ) b
389	対象職員 g	平成19年12月13日	木	12705-3	1月	9163428	10	4,560	基準外使用	(ウ) b, c
390	対象職員 g	平成19年12月14日	金	12705-3	1月	9163428	11-12	5,300	基準外使用とはいえない	(イ) c
391	対象職員 g	平成19年12月17日	月	0503-4332-2	12月	951733	25	5,310	基準外使用	(ウ) b
392	対象職員 g	平成19年12月21日	金	12705-3	1月	9163428	13	4,480	基準外使用とはいえない	(ウ) e
393	対象職員 g	平成19年12月25日	火	12705-3	1月	9163428	14	4,810	基準外使用とはいえない	(ウ) b
394	対象職員 g	平成19年12月28日	金	12705-3	1月	9163428	17-18	5,220	基準外使用	(ウ) a
395	対象職員 g	平成20年1月8日	火	12705-3	2月	9163428	19-20	5,430	基準外使用とはいえない	(イ) c
396	対象職員 g	平成20年1月9日	水	12705-3	1月	9163428	21	4,970	基準外使用とはいえない	(ウ) e
397	対象職員 g	平成20年1月10日	木	12705-3	1月	9163428	22-23	5,310	基準外使用とはいえない	(ウ) e
398	対象職員 g	平成20年1月11日	金	12705-3	2月	9163428	24	5,000	基準外使用とはいえない	(イ) c
399	対象職員 g	平成20年1月15日	火	12705-3	2月	9170092	01	4,890	基準外使用とはいえない	(ウ) a
400	対象職員 g	平成20年1月17日	木	12705-3	2月	9170092	02-03	5,200	基準外使用とはいえない	(ウ) e

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
401	対象職員 g	平成20年1月18日	金	12705-3	2月	9170092	04	4,890	基準外使用とはいえない	(7) a
402	対象職員 g	平成20年1月21日	月	12705-3	2月	9170092	05	5,000	基準外使用とはいえない	(7) e
403	対象職員 g	平成20年1月25日	金	12705-3	2月	9170092	08	4,730	基準外使用とはいえない	(7) b
404	対象職員 g	平成20年1月30日	水	12705-3	2月	9170092	09	5,000	基準外使用とはいえない	(7) b
405	対象職員 g	平成20年2月21日	木	12705-3	3月	9170092	10-11	5,140	基準外使用とはいえない	(4) c
406	対象職員 g	平成20年3月6日	木	12705-3	3月	9170092	14	4,650	基準外使用とはいえない	(7) e
407	対象職員 g	平成20年3月7日	金	12705-3	3月	9170092	15	4,820	基準外使用とはいえない	(4) e
408	対象職員 g	平成20年3月10日	月	12705-3	3月	9170092	16	4,340	基準外使用とはいえない	(7) c
409	対象職員 g	平成20年3月13日	木	12705-3	3月	9170092	17	4,970	基準外使用とはいえない	(7) a
410	対象職員 g	平成20年3月17日	月	12705-3	3月	9170092	18	5,000	基準外使用とはいえない	(7) a
411	対象職員 g	平成20年3月18日	火	12705-3	3月	9170092	19	4,890	基準外使用とはいえない	(7) e
412	対象職員 g	平成20年3月20日	木	12705-3	3月	9170092	23	4,570	基準外使用とはいえない	(4) c
413	対象職員 g	平成20年3月24日	月	12705-3	3月	9170092	24	4,890	基準外使用とはいえない	(4) c
414	対象職員 g	平成20年3月29日	土	0503-4332-2	3月	506895	25	4,650	基準外使用とはいえない	(7) b
415	対象職員 g	平成20年3月30日	日	0503-4332-2	4月	506895	26	4,650	基準外使用	(7) a
416	対象職員 g	平成20年3月31日	月	0503-4332-2	3月	506895	27	4,820	基準外使用とはいえない	(7) e
417	対象職員 h	平成20年1月9日	水	0503-4331-3	1月	269280	18	2,000	基準外使用とはいえない	(7) e
418	対象職員 h	平成20年1月15日	火	0503-4331-3	1月	269280	19	1,530	基準外使用とはいえない	(7) a
419	対象職員 h	平成20年1月21日	月	0503-4331-3	1月	269280	21	1,530	基準外使用とはいえない	(7) e
420	対象職員 h	平成20年1月29日	火	0503-4331-3	1月	269280	22	1,530	基準外使用とはいえない	(7) e
421	対象職員 h	平成20年1月31日	木	0503-4331-3	1月	269280	23	1,760	基準外使用とはいえない	(7) e
422	対象職員 h	平成20年2月5日	火	0503-4331-3	2月	269280	24	1,770	基準外使用とはいえない	(7) e
423	対象職員 h	平成20年2月7日	木	0503-4331-3	2月	269280	25	2,880	基準外使用とはいえない	(7) e
424	対象職員 h	平成20年2月12日	火	0503-4331-3	2月	269280	26	1,760	基準外使用とはいえない	(7) b
425	対象職員 h	平成20年2月19日	火	0503-4331-3	2月	269280	27	2,320	基準外使用とはいえない	(7) e

別表 3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
426	対象職員 h	平成20年2月20日	水	0503-4331-3	2月	269280	28	2,320	基準外使用とはいえない	(7) b
427	対象職員 h	平成20年2月25日	月	0503-4331-3	2月	269280	29	1,770	基準外使用とはいえない	(7) b
428	対象職員 h	平成20年2月26日	火	0503-4331-3	2月	269280	30	1,680	基準外使用とはいえない	(7) e
429	対象職員 h	平成20年2月27日	水	0503-4331-3	2月	145843	01	1,680	基準外使用とはいえない	(7) a
430	対象職員 h	平成20年2月28日	木	0503-4331-3	2月	145843	02	1,680	基準外使用とはいえない	(7) e
431	対象職員 h	平成20年2月29日	金	0503-4331-3	2月	145843	03	1,760	基準外使用とはいえない	(7) a
432	対象職員 i	平成19年4月11日	水	12705-3	4月	9151463	5-6	7,120	基準外使用とはいえない	(4) d
433	対象職員 i	平成19年4月17日	火	12705-3	5月	9151463	12-13	7,100	基準外使用とはいえない	(4) e
434	対象職員 i	平成19年4月23日	月	12705-3	5月	9151463	17-18	5,620	基準外使用	(7) a
435	対象職員 i	平成19年4月24日	火	12705-3	5月	9151463	21-22	9,040	基準外使用とはいえない	(4) c, f
436	対象職員 i	平成19年4月27日	金	12705-3	5月	9151466	1-2	6,210	基準外使用とはいえない	(4) g
437	対象職員 i	平成19年5月1日	火	12705-3	5月	9151466	7-8	6,270	基準外使用とはいえない	(4) b
438	対象職員 i	平成19年5月8日	火	12705-3	5月	9151466	11-12	6,330	基準外使用とはいえない	(4) e
439	対象職員 i	平成19年5月12日	土	12705-3	5月	9151466	18-19	6,880	基準外使用	(7) b
440	対象職員 i	平成19年5月25日	金	12705-3	6月	9151466	22-23	8,650	基準外使用とはいえない	(4) b, f
441	対象職員 i	平成19年6月6日	水	12705-3	6月	9151467	13	3,440	基準外使用とはいえない	(4) f
442	対象職員 i	平成19年6月6日	水	12705-3	6月	9151467	12	5,000	基準外使用とはいえない	(4) f
443	対象職員 i	平成19年6月6日	水	12705-3	6月	9151467	14	3,890	基準外使用とはいえない	(4) f
444	対象職員 i	平成19年6月12日	火	12705-3	7月	9151467	15-16	7,210	基準外使用とはいえない	(4) f
445	対象職員 i	平成19年6月15日	金	12705-3	7月	9151467	17-18	6,310	基準外使用	(7) a
446	対象職員 i	平成19年6月18日	月	12705-3	7月	9151467	20-21	5,860	基準外使用とはいえない	(4) c, f
447	対象職員 i	平成19年6月22日	金	12705-3	7月	9151467	22-23	7,920	基準外使用	(7) b
448	対象職員 i	平成19年6月27日	水	12705-3	8月	9151471	1-2	7,220	基準外使用とはいえない	(4) c
449	対象職員 i	平成19年7月2日	月	12705-3	7月	9151471	4-5	6,330	基準外使用とはいえない	(4) d, f
450	対象職員 i	平成19年7月4日	水	12705-3	7月	9151471	8-9	6,970	基準外使用とはいえない	(7) e

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
451	対象職員 i	平成19年7月6日	金	12705-3	7月	9151471	13-14	8,640	基準外使用	(7) a
452	対象職員 i	平成19年7月10日	火	12705-3	7月	9151471	17-18	7,000	基準外使用とはいえない	(4) g
453	対象職員 i	平成19年7月27日	金	12705-3	8月	9151471	20-21	7,600	基準外使用	(7) a
454	対象職員 i	平成19年8月10日	金	12705-3	8月	9159830	1-2	7,420	基準外使用	(7) a
455	対象職員 i	平成19年9月11日	火	12705-3	9月	9159830	5-6	6,000	基準外使用とはいえない	(4) b
456	対象職員 i	平成19年9月19日	水	12705-3	10月	9159830	7-8	6,100	基準外使用	(7) e
457	対象職員 i	平成19年9月20日	木	12705-3	10月	9159830	9-10	5,860	基準外使用とはいえない	(4) f, g
458	対象職員 i	平成19年9月26日	水	12705-3	10月	9159830	12-13	7,120	基準外使用	(7) a
459	対象職員 i	平成19年9月27日	木	12705-3	10月	9159830	14-15	6,090	基準外使用	(7) a
460	対象職員 i	平成19年9月28日	金	12705-3	10月	9159830	16-17	7,230	基準外使用	(7) b
461	対象職員 i	平成19年10月3日	水	12705-3	10月	9159830	19-20	8,170	基準外使用とはいえない	(4) f
462	対象職員 i	平成19年10月9日	火	12705-3	10月	9159834	2-3	8,320	基準外使用とはいえない	(4) f
463	対象職員 i	平成19年10月11日	木	12705-3	10月	9159834	6-7	8,560	基準外使用とはいえない	(4) f
464	対象職員 i	平成19年11月1日	木	12705-3	11月	9159834	15-16	6,160	基準外使用	(7) a
465	対象職員 i	平成19年11月6日	火	12705-3	11月	9159834	18-19	8,080	基準外使用	(7) a
466	対象職員 i	平成19年11月8日	木	12705-3	11月	9159834	10-11	6,810	基準外使用とはいえない	(4) c, f
467	対象職員 i	平成19年11月21日	水	12705-3	12月	9163427	1-2	6,100	基準外使用とはいえない	(4) c
468	対象職員 i	平成19年11月22日	木	12705-3	12月	9159834	22-23	8,890	基準外使用	(7) a
469	対象職員 i	平成19年11月27日	火	12705-3	12月	9163427	5-6	6,080	基準外使用	(7) b
470	対象職員 i	平成19年11月28日	水	12705-3	12月	9163427	7-8	7,120	基準外使用	(7) b
471	対象職員 i	平成19年11月29日	木	12705-3	12月	9163427	9-10	7,360	基準外使用とはいえない	(4) g
472	対象職員 i	平成19年12月3日	月	12705-3	12月	9163427	16-17	6,330	基準外使用とはいえない	(4) b
473	対象職員 i	平成19年12月4日	火	12705-3	12月	9163427	18-19	7,200	基準外使用とはいえない	(7) e
474	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	20	1,840	基準外使用とはいえない	(4) f
475	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	21	5,000	基準外使用とはいえない	(4) e

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
476	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	22	1,580	基準外使用とはいえない	(イ) e
477	対象職員 i	平成19年12月10日	月	12705-3	1月	9170089	01-02	6,470	基準外使用	(イ) a
478	対象職員 i	平成19年12月12日	水	12705-3	1月	9170089	03-04	6,020	基準外使用とはいえない	(イ) c, f
479	対象職員 i	平成19年12月13日	木	12705-3	12月	9170089	05-06	7,120	基準外使用とはいえない	(イ) g
480	対象職員 i	平成19年12月14日	金	12705-3	1月	9170089	07-08	8,320	基準外使用とはいえない	(イ) g
481	対象職員 i	平成19年12月17日	月	12705-3	1月	9170089	09-10	5,940	基準外使用	(イ) a
482	対象職員 i	平成19年12月18日	火	12705-3	1月	9170089	11-12	6,320	基準外使用とはいえない	(イ) g
483	対象職員 i	平成19年12月21日	金	12705-3	1月	9170089	13-14	6,950	基準外使用とはいえない	(イ) c
484	対象職員 i	平成19年12月27日	木	12705-3	1月	9170089	17-18	7,360	基準外使用とはいえない	(イ) g
485	対象職員 i	平成19年12月28日	金	12705-3	2月	9170089	19-20	8,480	基準外使用とはいえない	(イ) c
486	対象職員 i	平成20年1月7日	月	12705-3	1月	9170089	21-22	8,090	基準外使用とはいえない	(イ) e
487	対象職員 i	平成20年1月8日	火	12705-3	1月	9170089	23-24	6,590	基準外使用とはいえない	(イ) b
488	対象職員 i	平成20年1月10日	木	12705-3	1月	9170091	01-02	6,180	基準外使用とはいえない	(イ) e
489	対象職員 i	平成20年1月11日	金	12705-3	1月	9170091	03-04	6,180	基準外使用	(イ) b
490	対象職員 i	平成20年1月15日	火	12705-3	2月	9170091	05-06	8,160	基準外使用	(イ) a
491	対象職員 i	平成20年1月18日	金	12705-3	2月	9170091	07-08	7,200	基準外使用	(イ) e
492	対象職員 i	平成20年1月21日	月	12705-3	3月	9170091	09-10	7,520	基準外使用とはいえない	(イ) c
493	対象職員 i	平成20年1月22日	火	12705-3	2月	9170091	11-12	7,680	基準外使用とはいえない	(イ) b
494	対象職員 i	平成20年1月23日	水	12705-3	2月	9170091	13-14	6,100	基準外使用とはいえない	(イ) e
495	対象職員 i	平成20年1月25日	金	12705-3	2月	9170091	15-16	6,320	基準外使用とはいえない	(イ) e
496	対象職員 i	平成20年1月29日	火	12705-3	2月	9170091	17-18	9,200	基準外使用とはいえない	(イ) b, f
497	対象職員 i	平成20年1月31日	木	12705-3	2月	9170091	19-20	6,940	基準外使用とはいえない	(イ) f
498	対象職員 i	平成20年2月8日	金	12705-3	2月	9170091	21-22	5,700	基準外使用とはいえない	(イ) g
499	対象職員 i	平成20年2月26日	火	04876-7	3月	9173074	07-08	5,590	基準外使用とはいえない	(イ) g
500	対象職員 i	平成20年2月29日	金	04876-7	3月	9173074	11-12	5,800	基準外使用	(イ) b

別表3

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由
501	対象職員 i	平成20年3月7日	金	04876-7	3月	9173074	13-14	7,680	基準外使用とはいえない	(7) e
502	対象職員 i	平成20年3月19日	水	04876-7	3月	9173074	19-20	6,150	基準外使用	(7) b
503	対象職員 i	平成20年3月25日	火	04876-7	3月	9173074	23-24	6,550	基準外使用とはいえない	(4) e
504	対象職員 i	平成20年3月27日	木	04876-7	3月	9173076	4-5	7,390	基準外使用とはいえない	(4) e
505	対象職員 i	平成20年3月28日	金	04876-7	3月	9173076	7-8	7,190	基準外使用とはいえない	(4) c
506	対象職員 i	平成20年3月29日	土	04876-7	3月	9173076	9-10	6,590	基準外使用	(7) d
507	対象職員 i	平成20年3月31日	月	04876-7	3月	9173076	11-12	6,150	基準外使用とはいえない	(7) e
508	対象職員 j	平成19年12月6日	木	12705-3	12月	9163424	20	1,300	基準外使用とはいえない	(4) b
509	対象職員 j	平成19年12月13日	木	12705-3	1月	9163424	23	1,300	基準外使用とはいえない	(4) b
510	対象職員 j	平成20年1月20日	日	12705-3	2月	9170090	05	1,520	基準外使用とはいえない	(4) b
511	対象職員 j	平成20年1月21日	月	12705-3	2月	9170090	07	1,220	基準外使用とはいえない	(4) h
512	対象職員 j	平成20年1月22日	火	12705-3	2月	9170090	09	1,360	基準外使用とはいえない	(7) e
513	対象職員 j	平成20年1月28日	月	12705-3	2月	9170090	10	1,300	基準外使用とはいえない	(4) h
514	対象職員 j	平成20年1月31日	木	12705-3	2月	9170090	11	960	基準外使用とはいえない	(7) d
515	対象職員 k	平成19年12月4日	火	0503-4332-2	12月	192507	20	1,070	基準外使用とはいえない	(7) a, b
516	対象職員 k	平成19年12月6日	木	0503-4332-2	12月	192507	21	980	基準外使用	(7) a
517	対象職員 k	平成19年12月13日	木	0503-4332-2	12月	192507	23	980	基準外使用とはいえない	(7) a
518	対象職員 k	平成19年12月19日	水	0503-4332-2	12月	192507	24	970	基準外使用とはいえない	(7) e
519	対象職員 k	平成19年12月21日	金	0503-4332-2	12月	192507	22	980	基準外使用	(7) a
520	対象職員 k	平成20年2月13日	水	0503-4332-2	2月	192507	27	900	基準外使用とはいえない	(7) e
521	対象職員 k	平成20年2月15日	金	0503-4332-2	2月	192507	28	980	基準外使用とはいえない	(7) e
522	対象職員 k	平成20年2月19日	火	0503-4332-2	2月	506894	01	980	基準外使用とはいえない	(7) a
523	対象職員 k	平成20年2月25日	月	0503-4332-2	2月	506894	02	1,060	基準外使用とはいえない	(7) e
524	対象職員 k	平成20年2月26日	火	0503-4332-2	2月	506894	03	980	基準外使用とはいえない	(7) e

(監査事務局第一課)